

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成22年10月26日
【事業年度】	第11期（自平成21年8月1日至平成22年7月31日）
【会社名】	株式会社ビットアイル
【英訳名】	Bit-isle Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長兼CEO 寺田 航平
【本店の所在の場所】	東京都港区東新橋一丁目9番2号
【電話番号】	03-6252-3520（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 深井 英夫
【最寄りの連絡場所】	東京都港区東新橋一丁目9番2号
【電話番号】	03-6252-3520（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 深井 英夫
【縦覧に供する場所】	株式会社大阪証券取引所 （大阪市中央区北浜一丁目8番16号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次 決算年月	第7期 平成18年7月	第8期 平成19年7月	第9期 平成20年7月	第10期 平成21年7月	第11期 平成22年7月
売上高 (千円)	-	5,206,041	6,835,055	7,866,000	9,731,254
経常利益 (千円)	-	763,031	1,125,831	637,286	1,070,975
当期純利益 (千円)	-	425,233	559,903	336,569	628,373
純資産額 (千円)	-	5,112,071	5,502,599	5,819,930	6,323,929
総資産額 (千円)	-	12,508,235	16,846,807	25,267,042	26,828,004
1株当たり純資産額 (円)	-	30,604.31	33,012.99	34,687.23	38,016.49
1株当たり当期純利益 (円)	-	2,802.28	3,382.42	2,038.91	3,824.24
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益 (円)	-	2,700.88	3,317.82	2,012.59	3,778.32
自己資本比率 (%)	-	40.8	32.3	22.7	23.2
自己資本利益率 (%)	-	10.6	10.6	6.0	10.5
株価収益率 (倍)	-	29.6	28.1	30.0	21.7
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	-	1,201,357	1,997,889	474,800	3,988,213
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	-	5,212,498	6,589,429	5,137,878	504,843
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	-	4,460,192	3,071,664	6,896,411	2,366,533
現金及び現金同等物の 期末残高 (千円)	-	2,534,450	1,014,574	3,247,907	4,364,743
従業員数 (人)	-	61	118	155	187
(外、平均臨時雇用者数)	(-)	(1)	(1)	(-)	(-)

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 第7期は連結子会社が無かったため、連結財務諸表を作成しておりません。

3. 平成18年4月7日付で株式1株につき2株の株式分割を行っております。

4. 平成19年4月28日付で株式1株につき5株の株式分割を行っております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次 決算年月	第7期 平成18年7月	第8期 平成19年7月	第9期 平成20年7月	第10期 平成21年7月	第11期 平成22年7月
売上高 (千円)	3,530,839	5,110,101	6,715,737	7,741,042	9,569,079
経常利益 (千円)	510,283	843,842	1,352,743	681,781	1,023,658
当期純利益 (千円)	655,330	492,887	724,378	381,341	544,145
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	-	-	-	-	-
資本金 (千円)	1,836,946	2,694,196	2,711,696	2,717,946	2,723,946
発行済株式総数 (株)	29,974	166,610	167,970	168,220	168,460
純資産額 (千円)	2,960,143	5,180,618	5,713,417	6,074,907	6,423,071
総資産額 (千円)	8,105,072	12,530,389	17,042,315	25,500,186	26,901,041
1株当たり純資産額 (円)	98,757.03	31,015.73	34,292.39	36,232.07	38,628.32
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	- (-)	- (-)	- (-)	600 (-)	1,000 (-)
1株当たり当期純利益 (円)	25,485.33	3,248.13	4,376.03	2,310.13	3,311.64
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益 (円)	23,635.08	3,130.59	4,292.46	2,280.32	3,271.87
自己資本比率 (%)	36.5	41.2	33.2	23.5	23.5
自己資本利益率 (%)	35.2	12.1	13.4	6.5	8.8
株価収益率 (倍)	20.0	25.6	21.7	26.4	25.0
配当性向 (%)	-	-	-	26.0	30.2
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	1,090,661	-	-	-	-
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	1,737,266	-	-	-	-
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	2,192,550	-	-	-	-
現金及び現金同等物の 期末残高 (千円)	2,076,261	-	-	-	-
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	45 (1)	56 (1)	71 (1)	90 (-)	106 (17)

- (注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
2. 平成18年4月7日付で株式1株につき2株の株式分割を行っております。
3. 平成19年4月28日付で株式1株につき5株の株式分割を行っております。

2【沿革】

1990年代後半からのインターネット関連ビジネスの爆発的な成長により、企業にとってITを活用した事業は必要不可欠となっており、この環境下において企業のIT事業を支えるインフラを中心としたアウトソーシングサービスに対する期待が高まる中、米国を中心としてITアウトソーシング市場は急速な伸びを示して参りました。

同時期の日本におけるITアウトソーシング市場におきましては、大手SI（*1）事業者を中心としたホストコンピュータ（*2）によるシステムの運用により、システムのアウトソーシング化の流れから遅れを取って参りましたが、2000年前後からのシステムのオープン化の波によって、ITアウトソーシング市場、その中でもインフラであるインターネットデータセンター（*3）事業に対する需要が急激に高まって参りました。しかし、一方では、東京へのインターネットインフラの一極集中化により設備投資及びランニングコストが増大化しており、インターネットデータセンター事業の運営は、資本金のある通信事業者及び大手SI事業者が副業として立ち上げるのみでありました。

ユーザーの細やかな要求にこたえることができ、かつ、質の高いサービスを提供できるインターネットデータセンター事業者が決定的に不足している環境の中、当社グループは、ユーザーの初期投資負担を削減し、インフラからアプリケーションの運用までのサービスをユーザーのニーズに適した価格で提供できるITアウトソーシング事業を事業化することで日本のITアウトソーシング業界に風穴を開けることが可能であると考えました。そしてまた、この事業化は日本の産業活性化のために是非とも必要であり社会全体に貢献できる分野であると判断し、平成12年東京都品川区東品川においてインターネットデータセンター事業を皮切りとして「総合的ITアウトソーシングサービス」を提供することを目標とする「株式会社ビットアイル」を設立いたしました。

年月	事項
平成12年6月	東京都品川区東品川にITアウトソーシング請負業務を事業目的とする株式会社ビットアイルを設立。
平成13年3月	第1データセンターにてコロケーションサービスとネットワークサービス開始。
6月	24時間365日の体制整備完了に伴う運用サービス開始。
平成14年2月	インターネットにおけるウィルス対策等のセキュリティサービス開始。
10月	ストレージサービス開始。
平成15年2月	システムインテグレーションサービス開始。
5月	N T Cグループ4社（有限会社堤コンサルティンググループ（現株式会社N T Cホールディングス）、株式会社エヌティーシー、株式会社ファインダー、スカイメディア株式会社（現株式会社インクルーズ））を買収し、モバイルメディア事業を開始。
平成16年1月	株式会社エヌティーシー、株式会社ファインダーを吸収合併し、株式会社ビットアイル内にモバイル事業部を発足。
2月	東京都港区港南二丁目16番4号に本店を移転。
11月	サーバ（*4）機器を主体としたレンタルサービス開始。
平成17年2月	データセンターにてI S M S / B S 7799（*5）の認証を取得。
株式会社ビットアイルのモバイル事業部を分割し、株式会社N T Cホールディングスの100%子会社であるスカイメディア株式会社（現株式会社インクルーズ）に吸収。	
株式会社N T Cホールディングスの株式を株式会社コネクテクトテクノロジーズに売却し、株式会社ビットアイルからモバイルメディアサービスに関する部門を切り離す。	
4月	株式会社ブロードバンドタワーとの提携による大型バーチャルi D Cフロアの協同構築。
8月	A S P（*6）サービス開始。
平成18年2月	株式会社ビットサーフ（現子会社）設立。
7月	大阪証券取引所ニッポン・ニュー・マーケット - 「ヘラクレス」に新規上場。
8月	第2データセンターオープン。
9月	株式会社クララオンラインと資本・業務提携を締結し、同社が実施した第三者割当増資を引受ける。
11月	第3データセンターオープン。
平成19年6月	株式会社C S Kホールディングスと資本・業務提携を締結。
9月	株式会社テラス（現子会社）の第三者割当増資を引受ける。
平成20年4月	プライバシーマーク付与認定を受ける。
8月	東京都港区東新橋一丁目9番2号に本店を移転。
平成21年2月	第4データセンターオープン。
6月	株式会社電通国際情報サービスと資本・業務提携を締結。
平成22年10月	ソーシャルドキュメント共有サービスを展開する株式会社ライブラネオを株式会社ネオジャパンと合併で設立。

3【事業の内容】

当社グループは、当社及び子会社2社で構成されております。当社は、当社グループの主要サービスであるiDCサービス及びその関連サービスであるマネージドサービスをコア事業と位置付け、当社にてこれらのサービスを提供し、子会社である株式会社ビットサーフが当社グループの顧客を中心に人材サービスを提供いたします。さらに、子会社である株式会社テラス、その他事業提携先企業により当社グループのサービス基盤を利用してサービスを開発・提供しております。

当社グループの提供するサービスは現在iDCサービス、マネージドサービス、ソリューションサービスに分類されており、子会社及び事業提携先企業を中心に提供するサービスをソリューションサービスと位置付け、それらのサービスラインナップを充実させることにより幅広い顧客のITアウトソーシングニーズをワンストップで提供する体制を整えております。

当社グループの企業集団の状況を事業系統図で示すと以下のとおりであります。

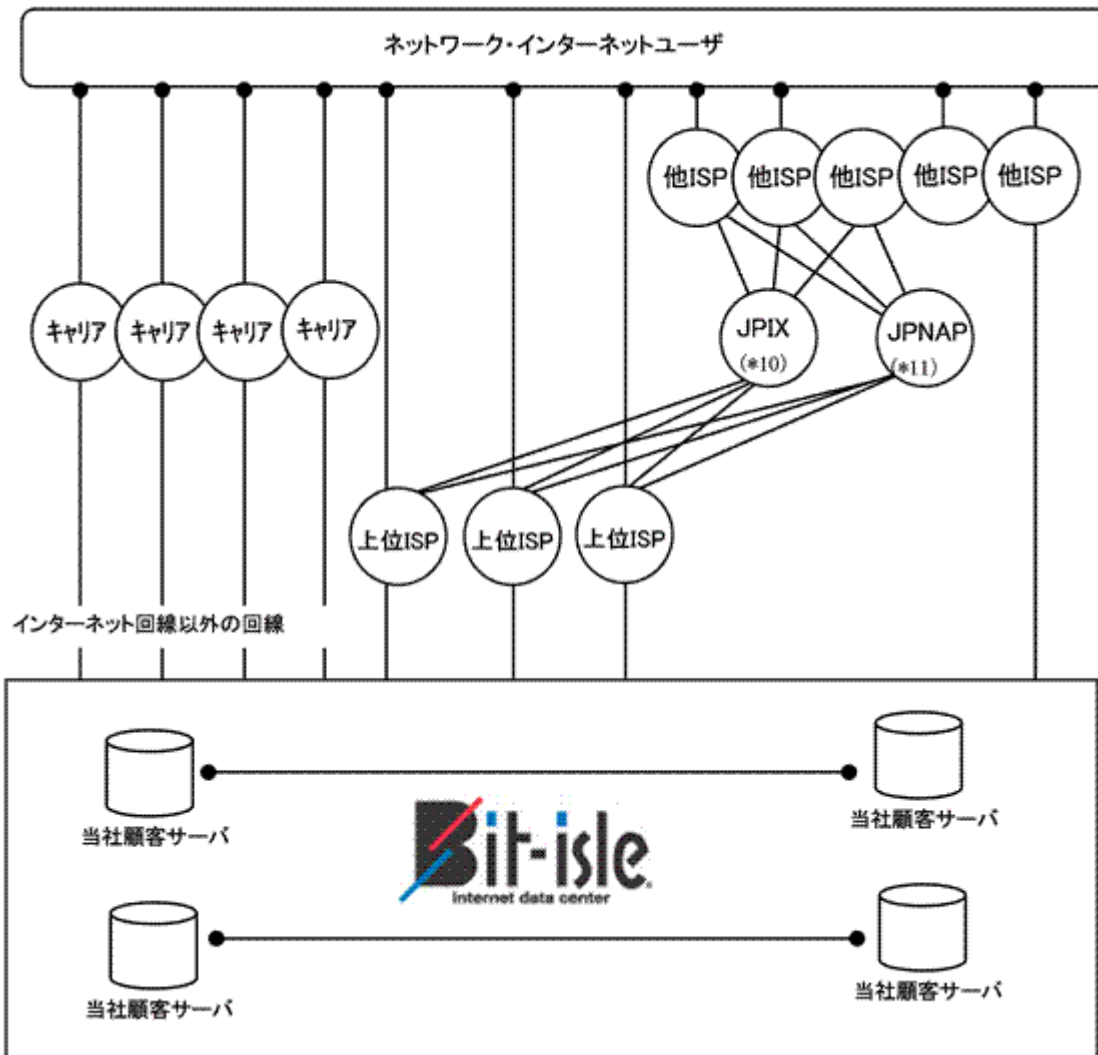
・iDCサービス

当社が運営するデータセンターのインフラストラクチャーを顧客企業に安全かつ安定的に提供するサービスであり、「コロケーションサービス(*7)」、「ネットワークサービス」を中心に提供しております。

コロケーションサービス・・・サーバやネットワーク機器を最適なセキュリティ・電源設備・空調設備環境の中で預るサービスです。

ネットワークサービス・・・複数のプロバイダ(*8)やキャリア(*9)への接続を提供するサービスです。

(当社のネットワークイメージ)



ネットワーク・インターネットユーザと当社顧客との通信は、光ファイバーなどの回線を提供しているキャリア経由の場合とISP経由の場合に大区分されます。また、ISP経由でも当社ネットワークサービスを利用（当社が接続しているISP経由とJPIX（*10）・JPNA（*11）などの国内IXを経て他のISPを経由）している場合と当社顧客が直接に接続しているISP経由の場合があります。多くのISPがインターネット通信の遅延解消、大量通信データの処理効率化を目的にJPIXやJPNAなどのIXサービスを利用しています。

・マネージドサービス

当社のiDCサービスを利用いただいている顧客企業を中心に、ハード面を含めたサーバ環境の構築からその管理及び運用に至るまでをサポートするサービスであり、「クラウドサービス」、「運用サービス」、「セキュリティサービス」、「ストレージサービス」、「レンタルサービス」を中心に提供しております。

クラウドサービス・・・サーバ等のハードウェアを顧客企業が自社で所有するのではなく、必要な時に必要な分だけ利用できるサービスです。

運用サービス・・・サーバや通信機器の障害対応や定期的な運用・操作を顧客に代替して行うサービスです。

セキュリティサービス・・・顧客企業のシステムやネットワークにセキュリティソリューションを提供するサービスです。

ストレージサービス・・・当社の所有するサーバのストレージ（*12）領域を顧客企業に提供するサービスです。

レンタルサービス・・・サーバや通信機器を顧客企業にレンタルの方法で提供するサービスです。

・ソリューションサービス

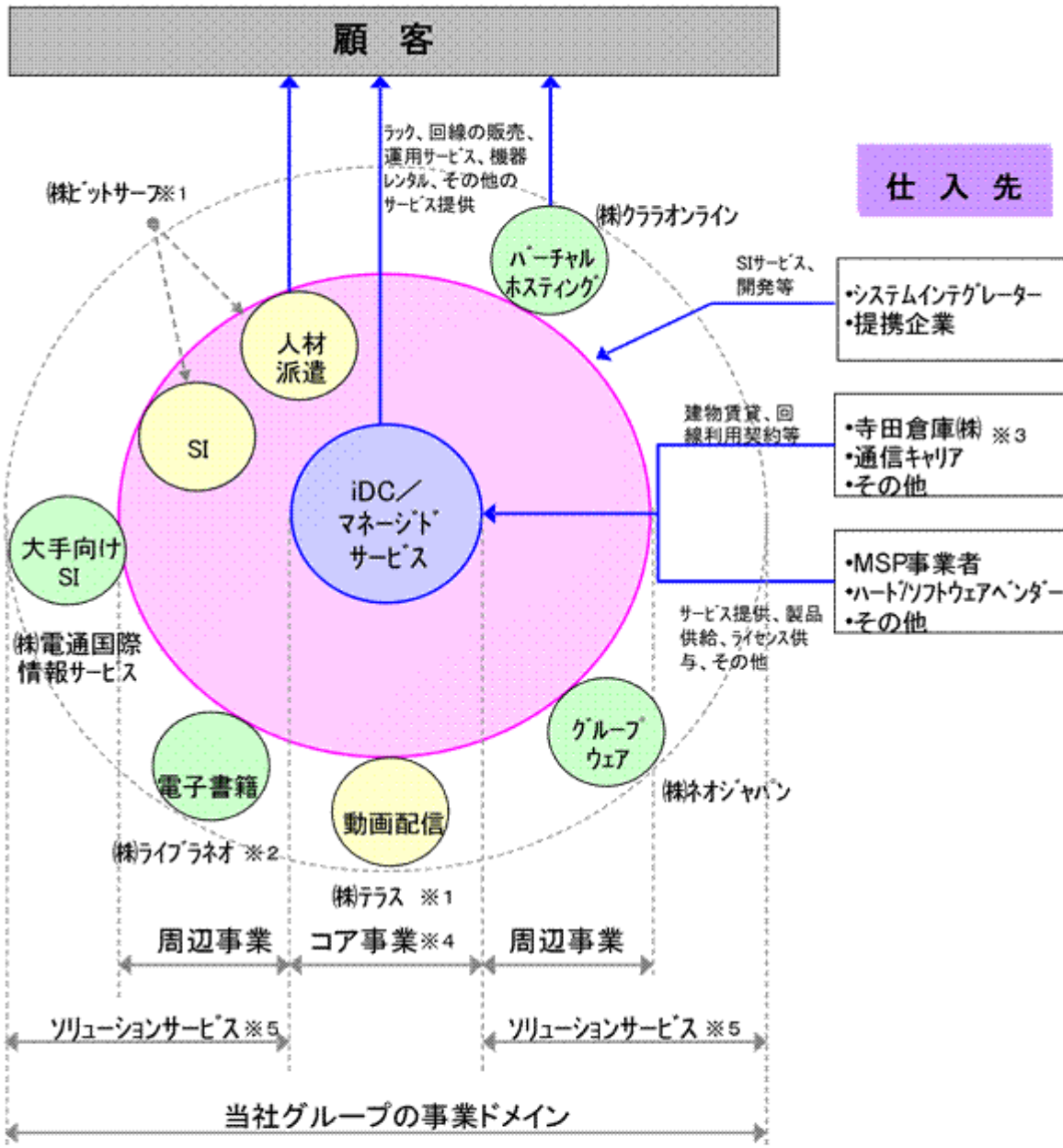
当社グループの提供するiDCサービス、マネージドサービス以外のサービスであり、「システムインテグレーションサービス」、「人材サービス」、「ASPサービス」を中心に提供しております。

システムインテグレーションサービス・・・顧客企業のニーズに合ったシステムやネットワークをコンサルティング・提供・構築するサービスです。

人材サービス・・・ITエンジニアに対するキャリアデザイン創造サービスを提供していくテクノファーム事業を推進してまいります。当社データセンターで実務経験を積んだ人材の派遣、紹介というソリューションにより、まずは人材に対するニーズのある当社グループ顧客企業へのサービス提供からスタートし、将来的にIT業界全般に対してサービス提供することを予定しております。

ASPサービス・・・顧客企業と提携しASPサービスの開発・運用に必要なインフラストラクチャーを提供、もしくは、アプリケーションを共同開発するサービスです。

[事業系統図]



※1 連結子会社

※2 関連会社

※3 その他の関係会社

※4 コア事業：iDCサービス（コロケーション、ネットワーク）、マネージドサービス（クラウド、運用、機器レンタル、セキュリティ、ストレージ等）

※5 ソリューションサービス（システムインテグレーション、人材サービス、ASP）

〔用語解説1〕

* 1 S I (S I 事業者) (System Integrator / システムインテグレーター)

企業へのコンピュータシステム導入をサポートする事業者のこと、ハードウェアやソフトウェアの選定・手配、ネットワーク敷設、ソフトウェアのカスタマイズ、プログラム開発など、コンピュータ導入に関する全般的な作業を行うこと、また、これらを行っている企業。

* 2 ホストコンピュータ

ネットワークの中心となる大型のコンピュータで、その高い処理能力で各種サービス（たとえば電子メールの送信、受信など）に必要な処理のほとんどを行う。単にホストと略して呼ばれることが多く、むしろそのほうが一般的。ホストコンピュータに接続して利用する端末はターミナルと呼ばれ、処理の結果をただ表示するだけという場合がほとんど。サービスを提供するネットワークの中心となるコンピュータという意味では、サーバも同じだが、サーバはそれぞれネットワークに接続していない状態でも使用できるコンピュータを接続するという違いがある。

* 3 インターネットデータセンター (i D C : internet Data Center)

顧客のサーバを預り、インターネットへの接続（コネクティビティ）と、サーバの運用、監視環境（ファシリティ）を提供するサービス、またはその施設。「i D C」と略され、サービスを提供する事業者を「i D C 事業者」という。

* 4 サーバ

コンピュータネットワークにおいて、クライアントコンピュータに対し、自身の持っている機能やデータを提供するコンピュータのこと。インターネットにおけるWWWサーバなどが該当する。また、クライアントソフトウェアに対し、自身の持っている機能やデータを提供するソフトウェアのこと。

* 5 I S M S / B S 7799 (ISMS : Information Security Management System / 情報セキュリティマネジメントシステム)

企業などの組織が情報を適切に管理し、機密を守るための包括的な枠組み。コンピュータシステムのセキュリティ対策だけでなく、情報を扱う際の基本的な方針（セキュリティポリシー）や、それに基づいた具体的な計画、計画の実施・運用、一定期間ごとの方針・計画の見直しまで含めた、トータルなリスクマネジメント体系のことを指す。1999年にイギリス規格協会(BSI)がISMSの標準規格として「BS7799」を策定し、翌2000年、実践規範である「BS7799 Part 1」が国際標準化機構(ISO)によって「ISO/IEC 17799」として国際標準化された。その後2007年にISO/IEC 27002と改称された。また、国内では同規格に沿ったガイドラインが2002年に「JIS X 5080」として標準化されている。

これを受けて、日本では、財団法人 日本情報処理開発協会(JIPDEC)が企業のISMSがISO/IEC 17799に準拠していることを認証する「ISMS適合性評価制度」を運用している。

* 6 A S P (Application Service Provider / アプリケーションサービスプロバイダ)

ビジネス用のアプリケーションソフトをインターネットを通じて顧客にレンタルする事業者のこと。

利用者がWebブラウザを使って、ASPの保有するサーバにインストールされたアプリケーションソフトを利用する。

レンタルアプリケーションを利用すると、利用者のパソコンには個々のアプリケーションソフトをインストールする必要がないので、企業の情報システム部門の大きな負担となっていたインストールや管理、アップグレードにかかる費用・手間を節減することができる。

従来はERPなどの大規模な業務システムがレンタルの対象であったが、近年ではワープロや表計算などの日常頻繁に使われるアプリケーションソフトもレンタルされるようになりつつある。

* 7 コロケーションサービス

ハウジングサービスともいわれ、利用者の通信機器や情報発信用のコンピュータ(サーバ)を、回線設備の整った施設に設置するサービス。通信事業者やインターネットサービスプロバイダが行なっているサービスで、高速な回線や耐震設備、安定した電源設備などを安価に提供することができる。業者によっては、機器の保守や監視を請け負うところもある。似たようなサービスに「レンタルサーバ」があるが、これは、事業者が自社設備内に用意したコンピュータを借りて、複数の顧客で共有するサービスである。コロケーションサービスでは、サーバなどの機器はすべて顧客が用意したものを使い、事業者は場所と回線、電源などを提供する。

* 8 プロバイダ

インターネットサービスプロバイダ(ISP : Internet Services Provider)、インターネットアクセスプロバイダ、アクセスプロバイダともいわれ、インターネット接続を行う事業者のこと。電話回線やISDN回線、データ通信専用回線などを通じて、顧客である企業や家庭のコンピュータをインターネットに接続するのが主な業務。付加サービスとして、メールアドレスを貸し出したり、ホームページ開設用のディスクスペースを貸し出したり、オリジナルのコンテンツを提供したりしている業者もある。

* 9 キャリア

通信事業者ともいわれ、通信サービスを提供する企業のこと。日本の法律上の用語では「電気通信事業者」という。国内では、自前の設備を持ってサービスを提供する第一種通信事業者と、第一種事業者から設備を借りてサービスを提供する第二種通信事業者に大別される。第一種電気通信事業者にあたるのはNTT地域会社やKDDIなどの加入電話事業者、NTTドコモなどの携帯電話事業者、およびケーブルテレビ事業者などである。(専門の)インターネットサービスプロバイダの多くは第二種電気通信事業者としてサービスを提供している。

* 10 J P I X (JaPan Internet eXchange / ジャパンインターネットエクスチェンジ)

日本インターネットエクスチェンジ株式会社が提供しているIXサービスの名称。日本インターネットエクスチェンジ株式会社はプロバイダ(ISP)どうしが相互にトラフィックを交換できる環境を、中立的な立場で提供することを目的として1997年7月に設立された会社であり、同年11月から東京・大手町に交換設備を設置してインターネットエクスチェンジ(IX)サービスを開始している。インターネットエクスチェンジ(IX : Internet eXchange)とは、ISPなどのネットワークの相互接続を目的とした、インターネット相互接続点のことであり、インターネットを構成するISPどうしが無駄な中継をすることなく、経済的に相互接続を行いインターネットにおけるバックボーンを下支えする役割を果たしている。

* 11 J P N A P (Japan Network Access Point / ジャパンネットワークアクセスポイント)

J P I Xと同様にインターネットマルチフィールド株式会社が提供しているIXサービスの名称。

* 12 ストレージ

外部記憶装置のことで、コンピュータ内でデータやプログラムを記憶する装置のこと。ハードディスクやフロッピーディスク、MO、CD-R、磁気テープなどがこれにあたる。磁気的に記録を行なうものが多いため、記憶容量が大きく、電源を供給しなくても記録が消えないという特徴があるが、動作が遅く、CPU(中央処理装置)からは内容を直接読み書きすることができない。コンピュータ内にはこれとは別に、半導体素子を利用して電氣的に記録を行なう主記憶装置(メインメモリ)が装備されており、利用者がプログラムを起動してデータの加工を行なう際には必要なものだけ主記憶装置に呼び出して使い、長期的な保存には外部記憶装置が利用される。

(出典 : IT用語辞典(e-Words)、@niftyデジタル用語辞典など)

4【関係会社の状況】

(1) 連結子会社

名称	住所	資本金 (百万円)	主な事業の内容	議決権の所有 又は被所有割 合(%)	関係内容
(株)ビットサーフ	東京都港区	40	人材アウトソーシング事業等	所有 100.00	同社サービスの受入 役員の兼任
(株)テラス	東京都港区	86	動画配信ソリューション事業等	所有 93.67	当社サービスの提供 同社サービスの受入 資金援助 役員の兼任

(2) 関連会社

名称	住所	資本金 (百万円)	主な事業の内容	議決権の所有 又は被所有割 合(%)	関係内容
(株)クララオンライン	東京都江東区	299	ホスティング事業等	所有 14.17	当社サービスの提供 役員の兼任

(注) 第3四半期連結会計期間において、持分法適用関連会社であった株式会社クララオンラインの株式の一部を売却した結果、当社が所有する議決権の割合が14.17%となったため、同社は関連会社ではなくなりました。

(3) その他の関係会社

名称	住所	資本金 (百万円)	主な事業の内容	議決権の所有 又は被所有割 合(%)	関係内容
寺田倉庫(株)	東京都品川区	120	普通倉庫業、トランクルーム、不動産賃貸業、運送取扱業、宅地建物取引業	被所有 20.82	当社サービスの提供 データセンター建物賃借他

5【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成22年7月31日現在

事業の種類別セグメントの名称	従業員数(人)
全社(共通)	187
合計	187

- (注) 1. 従業員数は就業人員であります。
2. 当社及び連結子会社の事業は、総合ITアウトソーシング事業の単一事業であるため、区分表示は行っておりません。
3. 従業員数が前連結会計年度末に比べ32名増加したのは、主として業容拡大に伴う新卒者の採用及び期中採用によるものであります。

(2) 提出会社の状況

平成22年7月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(才)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
106(17)	33.2	2.7	6,253

- (注) 1. 従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。)は、年間の平均人員を()内に外数で記載しております。
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
3. 従業員数が前事業年度末に比べ16名増加したのは、主として業容拡大に伴う新卒者の採用及び期中採用によるものであります。

(3) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円滑に推移しております。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

我が国の経済は、輸出の増加や政府による緊急対策などの効果により一部で景気回復の動きが見られたものの、欧州経済の不安や円高の影響から景気の先行きに対する不透明感が増大しております。

一方、国内ITアウトソーシングサービス市場に関しましては、平成21年に2兆6,399億円であった市場規模がその後4年間年平均成長率4.5%で推移し、平成25年には3兆1,304億円となることを見込まれております（矢野経済研究所）。ITアウトソーシングサービスは、利用者側にとってはコスト削減に繋がるサービスでもあるため、景気の先行きに不透明感が増す状況の中でも、ユーザーニーズの多様化に対応したサービスによってコスト削減を実現させつつ経営基盤強化に繋がるサービスを提供することができる企業を中心に、当該市場は引き続き堅調な成長を継続することが予想されております。また、当社グループの中核サービスであるiDCサービスと相関性の高いデータセンター市場に関しましては、平成21年に8,158億円であった市場が、クラウドコンピューティングやSaaS等新たなサービス需要の高まりなどにより今後4年間は平均成長率13%で推移し、平成25年には1兆3,213億円となることを見込まれております（IDC Japan）。

このような環境の下、当社グループは、平成21年2月に文京データセンターを開設し、主要サービスであるiDCサービスによる提供可能ラック数を倍増させることにより、市場の強い需要に対して確実にサービス供給量の拡大を実現してまいりました。また、クラウドコンピューティング関連のサービスラインナップの拡充やSNS事業者及びSNS事業者にゲームコンテンツ等を提供する事業者向けサービスの提供も開始し、サービス提供基盤の拡大だけでなくサービス提供範囲も拡大し、幅広い顧客ニーズにスピーディーに対応する体制を整えてまいりました。当連結会計年度も、引き続きiDCサービスの販売を進めることによりデータセンターの稼働率を高めるとともに、レンタルサービスを中心としたマネージドサービスやシステムインテグレーションサービス等のソリューションサービスの強化に努めた結果、売上高は9,731百万円（前期比23.7%増加）、営業利益1,376百万円（前期比56.4%増加）、経常利益1,070百万円（前期比68.1%増加）となり、当期純利益は628百万円（前期比86.7%増加）となりました。

サービス別の状況は次のとおりであります。

iDCサービスにおきましては、堅調な市場環境に答え得る拡張性のあるスペースと十分な受電能力を備えたデータセンターを基盤に、引き続き営業体制を整備・強化した結果、当連結会計年度末において稼働ラック数は3,327ラック（前期比10.3%増加）となり、売上高、顧客数ともに着実な積み上げを達成することができました。

その結果、iDCサービスの当連結会計年度の売上高は7,716百万円（前期比18.2%増加）となりました。

マネージドサービスにおきましては、サービスラインナップの継続的な強化に加え、レンタルサービスの販売が増加したこと等により、売上面、収益面のいずれも向上いたしました。

その結果、マネージドサービスの当連結会計年度の売上高は1,493百万円（前期比44.5%増加）となりました。

ソリューションサービスにおきましては、前連結会計年度に引き続き100%子会社株式会社ビットサーフにおける人材サービスの強化に加え、子会社株式会社テラスにおける新規動画配信プラットフォームサービスの開発等のサービスラインナップ強化を実施した結果、ソリューションサービスの当連結会計年度の売上高は520百万円（前期比71.1%増加）となりました。

(2) キャッシュ・フロー

当連結会計年度における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前連結会計年度末に比べ1,116百万円増加（前期比34.4%増加）し、4,364百万円となりました。

当連結会計年度末におけるキャッシュ・フローの状況は、次の通りであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動により獲得した資金は、3,988百万円（前連結会計年度は474百万円の獲得）となりました。

これは主に、税金等調整前当期純利益1,028百万円、減価償却費2,099百万円、消費税の還付508百万円等の要因によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動により使用した資金は、504百万円（前連結会計年度は5,137百万円の使用）となりました。

これは主に、文京データセンター等に係る有形固定資産の取得に関する支出1,369百万円及びデータセンター等の設備の一部リース会社に売却した際の有形固定資産の売却による収入852百万円等の要因によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動により使用した資金は、2,366百万円（前連結会計年度は6,896百万円の獲得）となりました。

これは主に、借入れによる収入2,617百万円、借入金の返済による支出4,254百万円等の要因によるものであります。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社グループは、生産に該当する事項がないため、生産実績に関する記載はしていません。

(2) 受注状況

当社グループは、受注生産を行っておりませんので、受注状況に関する記載はしていません。

(3) 販売実績

当連結会計年度における販売実績を販売サービス別に示すと、次のとおりであります。

販売サービスの名称	当連結会計年度 (自平成21年8月1日 至平成22年7月31日)	
	金額(千円)	前年同期比(%)
iDCサービス	7,716,759	118.2
マネージドサービス	1,493,812	144.5
ソリューションサービス	520,682	171.1
合計	9,731,254	123.7

(注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前連結会計年度 (自平成20年8月1日 至平成21年7月31日)		当連結会計年度 (自平成21年8月1日 至平成22年7月31日)	
	金額(千円)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)
株式会社ブロードバンドタワー	1,173,178	14.9	1,142,215	11.7
グリーン株式会社	-	-	1,007,248	10.4

(注) グリーン株式会社の前連結会計年度の数値につきましては、連結売上高の100分の10未満だったため記載していません。

3【対処すべき課題】

当社グループをとりまく環境は、強い需要を背景に今後とも比較的好ましい状況が継続することが期待されますが、一方で好環境における同業間における競争は更に激化することが予想されます。当社グループにおきましては、強い需要と細かい顧客ニーズに応じたサービスの提供を今まで以上に強化していく必要があると認識しております。

当社グループは、この環境下において顧客に対し安定的に確実なサービスを提供していくために、特に以下の三点を当社の最重要の課題として認識いたしております。

(1) 「サービス提供体制の強化」

当社グループは、顧客のITサービスを支えるアウトソーシング事業を展開しているため、顧客がストレスなく事業を展開できるように安定的かつ確実にサービスを提供する責任があります。そのため、当社グループは、当社グループの所有するインフラの保守・運用を確実にを行うためだけでなく、システムの二重化や、より確実な運用ノウハウのマニュアル化等の充実を図り、今後も顧客事業の安定的運営を確実にサポート出来る体制作りを努めてまいります。

(2) 「サービス付加価値の向上及びサービス領域の拡大」

当社グループは、顧客の顕在需要のみならず潜在的なニーズにも対応すべく柔軟かつ迅速にサービスを提供できることが当社グループの付加価値であると認識しております。したがって、常に顧客の需要とニーズが何処にあるのかを意識して、現在事業化されているiDCサービス、マネージドサービス、ソリューションサービスのみならず新たなITソリューションサービスを開発し、総合ITアウトソーシング事業者としての基盤を整えていくよう努めてまいります。

(3) 「サービス向上に向けた人材の確保・育成」

当社グループのサービスの質は、究極的にはそのサービスを提供している社員一人一人の質によっております。サービスの拡大及び質の向上は、優秀な人材の確保・育成によっていることを認識し、電源やネットワークを基盤とした高度な技術を持つだけでなく、顧客のニーズである安定的かつ確実なサービスの提供を可能とする知識・経験・人間性を備えた人材の確保が必要であると認識し、人材確保と人材育成の取り組みを一層強化するよう努めてまいります。

4【事業等のリスク】

当社グループの事業展開上のリスク要因となる可能性があると考えられる主な事項を以下に記載しております。また、必ずしも特に重要なリスクとは考えていない事項についても、投資判断の上で、あるいは事業活動を理解する上で重要と考えられる事項については、投資家及び株主に対する積極的な情報開示の観点から記載しております。

当社グループは、これらのリスクの発生可能性を認識した上で、その発生の予防及び発生時の対応に努力する所存であります。

本項においては、将来に関する事項が含まれておりますが、当該事項は本報告書提出日現在において当社で想定される範囲で記載したものであり、潜在的リスクや不確定要因はこれらに限定されるものではありません。

(1) 当社グループの事業について

インターネット市場・ブロードバンド市場の将来性について

我が国における平成21年のインターネットの人口普及率は78.0%、インターネットの利用人口はおおよそ9,408万人(対前年比2.7%増)と推定され(総務省「通信利用動向調査」)、また、平成21年度のブロードバンド回線の契約数は、3,194万件(対前年度比10.5%増)と着実に成長を示しております(矢野経済研究所)。

しかしながら、インターネット市場やブロードバンド市場の歴史は浅く、技術革新による環境の著しい変化や長期的な伸びの鈍化などが生じた場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

ITアウトソーシング市場について

平成21年の国内ITアウトソーシング市場の規模は、2兆6,399億円(矢野経済研究所)であり、我が国全体の景気動向が不透明感を増す中においても、コスト削減意識も後押しし意識が所有から利用に変わってきていること等、企業のIT投資のアウトソーシング化の方向性に变化はなく、着実に成長しております。国内ITアウトソーシング市場の中でも、BPO(ビジネス・プロセス・アウトソーシング)サービス、ASP(アプリケーション・サービス・プロバイダ)・SaaS(ソフトウェア・アズ・ア・サービス)サービス、システムインテグレーションサービス及び運用管理サービスが特に大きな成長を示しております。

また、同市場は平成21年から4年間年平均4.5%で成長を続け、平成25年には3兆1,304億円に達するものと予想されております(矢野経済研究所)。

しかしながら、同市場は、未だに急激な技術革新などによりベースとなる技術が劇的に変化する可能性や新規サービス出現の可能性が高いこと、また、ユーザーの期待とのギャップを埋めるためのSLAの徹底や新たな法的規制への準拠が求められる可能性があり、当社グループが技術革新や顧客ニーズに十分に対応できなかった場合には、当社グループの競争力が低下する可能性があります。

IDCサービスについて

a) 設備及びネットワークの安定性について

当社グループのインターネットデータセンターは、堅牢な倉庫ないし専用設計による建物をデータセンター化したものであり、耐震性やセキュリティに十分な配慮がなされているだけでなく、消火設備の設置、自家発電装置等を利用した電源の二重化、回線の二重化、単一の機器ベンダーに依存しないネットワークの構築、設備及びネットワークの監視など、24時間365日安定したサービスが提供できるように最大限の対応をいたしております。また、当社グループは上記に加え、品質管理部門の設置、設備専門要員の24時間常駐化、第三者による設備に関するチェック機能の強化等の施策を実行し、さらなる安定運用のための体制強化を実施しております。

しかしながら、万が一、当該地区で大規模な地震、火事などの自然災害があった場合、悪質なコンピュータウイルスやハッカーからの攻撃を受けた場合、その他戦争、テロなどの予期せぬ重大な事象の発生により、当社グループの設備又はネットワークが利用出来なくなった場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

b) 情報セキュリティ管理について

当社グループのIDCサービスは、顧客企業がインターネット上でコンテンツを配信するためのサーバを預かるサービスが中心であり、対象はインフラ部分に限られております。そのため、当社グループがサーバ内のアプリケーション部分に関与することは基本的にありません。インターネットデータセンター設備の物理的なセキュリティに関しても、監視カメラによる監視や、顧客ごとに付与する専用カード及び生体認証によって入退出を管理するなど、厳重なセキュリティ体制を構築しております。また、顧客情報の取り扱いにつきましては、ISMSに則り、全社体制で細心の注意を払っているほか、経済的損失に対応した保険契約を締結し、リスクヘッジを図っております。

しかしながら、以上のような当社グループの努力にも関わらず、外部からの不正アクセス等により情報の外部流失等が発生した場合には、当社グループの社会的信用が失墜する可能性があり、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 関係会社に関する重要事項

100%子会社株式会社ビットサーフについて

当社は、平成18年2月に株式会社ビットサーフを100%子会社として設立いたしました。同社は、人材サービスを中心に事業展開を行っており、今後も当社グループの顧客基盤や経営基盤を最大限に利用し着実かつ慎重に事業を推進していく予定ですが、今後の同社の財政状態および経営成績の推移によっては、将来の当社グループの財政状態および経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

子会社株式会社テラスについて

当社は平成19年9月にシステム開発受託から動画配信等のプラットフォームサービスの提供を行う同社の第三者割当増資を引き受けた結果、同社株式を90.50%（当連結会計年度末93.67%）保有する筆頭株主となりました。同社は動画配信ソリューションサービスを始めとして多くの顧客企業が共通して利用できるプラットフォームの開発及びサービスの提供ならびにホスティング事業を推進していく計画であります。同社は今後とも当社グループの顧客基盤や経営基盤を最大限に利用し着実かつ慎重に事業を推進していく予定ですが、今後の同社の財政状態及び経営成績の推移によっては、将来の当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

寺田倉庫株式会社との関係について

寺田倉庫株式会社は、平成22年7月末日現在、当社の議決権比率20.82%を保有する当社の関係会社（その他の関係会社）であり、かつ、当社の筆頭株主であります。

当社グループと同社を含む同社グループの間におきましては、営業取引関係としてデータセンター建物の賃借及びデータセンター建設用地の賃借取引等が継続しております。

当社グループと同社グループとは、今後も良好な協力関係を継続していく予定ですが、同社グループの経営方針に変更等が生じた場合、当社グループの事業運営に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 人材の確保について

当社グループが、今後も継続して成長していくためには、技術者を中心とした優秀な人材の確保・育成並びに定着を図ることが重要であると考えておりますが、一方で、国内インターネット市場やITアウトソーシング市場の急速な拡大により、専門知識や技術をもつ人材が恒常的に不足しております。

当社グループといたしましては、積極的な事業展開や報酬制度、研修制度、福利厚生も含めた充実した人事施策により求職者にとって魅力的な企業となるべく最大限の努力をしておりますが、必要な人材の確保及び育成が計画通りに進まない場合や当社グループの予想を大幅に上回るような社員の流出がある場合には、事業拡大の制約を受け、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 法的規制について

当社は、電気通信事業者（旧一般第二種電気通信事業者）として、総務省に届出を行っており、電気通信事業法及び関連する省令等を遵守しております。現在のところ、これらの法律による規制の強化等が行われるという認識はありませんが、今後、これらの法律及び省令が変更された場合や当社グループの事業展開を阻害する規制がなされた場合には、当社グループの事業展開に影響を及ぼす可能性があります。

また、全世界的な環境に対する意識の高まりの影響により、我が国も経済産業省や東京都を代表として様々な取り組みが行われております。当社は、改正省エネ法（「エネルギーの使用の合理化に関する法律」）により第一種エネルギー管理指定工場に指定されておりエネルギーの使用の合理化に取り組むことが求められております。また、改正東京都環境確保条例（「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」）の「温室効果ガス排出総量削減義務と排出量取引制度」によりCO2等温室効果ガス排出の総量規制の対象となっております。今後、これらの法律及び条例が変更された場合や当社グループの事業展開を阻害する規制がなされた場合には、当社グループの事業展開に影響を及ぼす可能性があります。

(5) その他

ストックオプションについて

当社は、役員及び従業員等が、経営参画意識及び企業価値向上への関心を高め、株主の利益を重視した業務展開を積極的に図ることを目的として、ストックオプションを取締役、監査役及び従業員等計98名に付与しております。当期末の同ストックオプションの潜在株式数は7,675株であり、潜在株式数を含む発行済株式総数（自己株式を除く）171,403株の4.5%に相当しております。なお、同ストックオプションが行使されれば、株式が発行されるため、当社の1株当たりの株式価値は希薄化いたします。また、当社は、役員及び従業員等の士気を高めると同時に優秀な人材を確保するために、今後もストックオプションの付与を行う可能性があります。この場合は、株式価値の希薄化をさらに招くおそれがあります。

資金調達について

当社グループの事業計画においては、データセンタースペースの拡張投資、既存データセンターの更新投資、新規データセンターの設立、新サービス開発のための投資等を計画しております。

当社は、平成18年7月に大阪証券取引所ニッポン・ニュー・マーケット・「ヘラクレス」に上場を果たしたことにより、従来の銀行借入やリース調達等による間接金融中心の資金調達のみならず、直接金融を含む多様な資金調達が可能になり、財務バランスをより一層意識して資金調達手段を選択するとともに、財務体質の強化をも合わせて必要な資金調達の実現を図っていきたいと考えております。

しかしながら、外部環境の変化等の要因によって資金調達計画の変更を余儀なくされるような場合には、設備投資計画の変更に合わせて事業計画そのものも変更せざるを得なくなる可能性があります。

5【経営上の重要な契約等】

当社は、下記の通りデータセンターの建物あるいは用地につきまして賃貸借契約を締結しております。

契約先	契約年月日	契約の内容	契約期間
寺田倉庫(株)	平成17年7月25日	第1データセンター 建物賃貸借契約	自：平成17年4月1日 至：平成19年3月31日 (以後2年毎の自動更新)
	平成18年3月27日	第2データセンター 建物賃貸借契約	自：平成18年3月8日 至：平成20年3月7日 (以後2年毎の自動更新)
	平成18年2月2日	第3データセンター 事業用借地権設定契約	自：平成18年2月2日 至：平成28年2月1日
鹿島建設(株)	平成19年9月26日	第4データセンター 建物賃貸借契約	自：平成19年10月1日 至：平成40年7月31日

6【研究開発活動】

該当事項はありません。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。これらの連結財務諸表の作成に当たりまして、決算日における資産・負債の報告数値、報告期間における収益・費用の報告数値に影響を与える見積りは、主に貸倒引当金、賞与引当金であり、継続して評価を行っております。

なお、見積りの評価については、過去の実績や状況に応じ合理的と考えられる様々な要因に基づき行っておりますが、実際の結果は、見積り特有の不確実性があるため、異なる可能性があります。

貸倒引当金

当社では、債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、また、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しておりますが、顧客の財政状態が悪化し、その支払能力が低下した場合には、追加の引当計上が必要となる可能性があります。

賞与引当金

当社では、従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当事業年度負担額を計上しておりますが、当社の賞与対象期間の業績及び採用の状況等により、実際の支給額が引当額を超える可能性があります。

(2) 財政状態の分析

当連結会計年度における財政状態は、次の通りであります。

資産の部

当連結会計年度末における総資産は26,828百万円となり、前連結会計年度末に比べ1,560百万円増加しました。これは平成21年2月に開設した文京データセンターについて当連結会計年度中に増床を行った結果、有形固定資産が906百万円増加したことが主な要因であります。

負債の部

当連結会計年度末における負債合計は前連結会計年度末に比べ1,056百万円増加し20,504百万円となりました。これは借入金残高の減少1,636百万円、文京データセンターのフロア増床等にもなうリースの新規契約によるリース債務の増加1,822百万円、未払金の増加191百万円及び未払法人税等の増加240百万円等が主な要因であります。

純資産の部

当連結会計年度末における純資産合計は前連結会計年度末に比べ503百万円増加し6,323百万円となりました。これは剰余金の配当99百万円、自己株式の取得147百万円、持分法適用除外にもなう利益剰余金増加額71百万円及び当期純利益628百万円が主な要因であります。この結果、自己資本比率は23.2%となりました。

(3) キャッシュ・フローの分析

当連結会計年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前連結会計年度末に比べ1,116百万円増加し、4,364百万円となりました。

当連結会計年度末におけるキャッシュ・フローの状況は、次の通りであります。

営業活動によるキャッシュ・フロー

営業活動により獲得した資金は、3,988百万円（前年同期は474百万円の獲得）となりました。

これは主に、税金等調整前当期純利益1,028百万円、減価償却費2,099百万円、消費税の還付508百万円等の要因によるものであります。

投資活動によるキャッシュ・フロー

投資活動により使用した資金は、504百万円（前年同期は5,137百万円の使用）となりました。

これは文京データセンター等に係る有形固定資産の取得に関する支出1,369百万円及びデータセンター等の設備を一部リース会社に売却した際の有形固定資産の売却による収入852百万円が主な要因であります。

財務活動によるキャッシュ・フロー

財務活動により使用した資金は、2,366百万円（前年同期は6,896百万円の獲得）となりました。

これは主に、借入れによる収入2,617百万円、借入金の返済による支出4,254百万円等の要因によるものであります。

(4) 経営成績の分析

当連結会計年度における経営成績は、次の通りであります。

売上高

当連結会計年度の売上高は9,731百万円となっております。

当社グループは、提供サービスを大きく i D C サービス、マネージドサービス及びソリューションサービスの3つのサービスに区分しており、当連結会計年度のサービス別売上高はそれぞれ7,716百万円、1,493百万円及び520百万円となっております。当社のコアサービスである i D C サービス及びマネージドサービスは、基本的に一定のサービスを顧客に継続的に提供する契約となっており、当社グループはこれらのサービスを継続サービス、それ以外のサービスをスポットサービスと定義しております。当社グループの当連結会計年度の連結売上高に占める継続サービス及びスポットサービスの占める比率はそれぞれ92.8%及び7.2%となっており、これはあらゆる I T アウトソーシングサービスを可能な限り月額サービス形態として顧客に提供することによって顧客のストレスの解消と利便性の向上を図るという当社の理念に沿ったものとなっております。

売上総利益

当連結会計年度の売上総利益、売上総利益率は前連結会計年度の売上総利益1,887百万円、売上総利益率24.0%に対してそれぞれ2,469百万円、25.4%となっております。

当社の主要サービスである i D C サービスは多額の設備投資を必要とするため売上原価には一定の固定費が計上されております。固定費としての主な原価項目は減価償却費2,029百万円、賃借料750百万円、地代家賃1,092百万円であります。平成21年2月に開設した文京データセンターの稼働率の向上により次連結会計年度以降、売上総利益、売上総利益率共に増加する計画であります。

販売費及び一般管理費

当連結会計年度の販売費及び一般管理費は1,092百万円となっており、売上高に対する販売費及び一般管理費の比率は11.2%となっております。

当連結会計年度の販売費及び一般管理費には、人件費636百万円、地代家賃108百万円、業務委託費64百万円等が含まれております。

営業利益及び経常利益

当連結会計年度の営業利益は1,376百万円（売上高営業利益率14.1%）となっております。

当連結会計年度の経常利益は支払利息325百万円、持分法による投資損失8百万円等の営業外収益及び営業外費用を計上した結果1,070百万円（売上高経常利益率11.0%）となっております。

税金等調整前当期純利益及び当期純利益

当連結会計年度の税金等調整前当期純利益は関係会社株式売却益42百万円、投資有価証券評価損74百万円等の特別利益及び特別損失を計上した結果1,028百万円となっております。

当連結会計年度の当期純利益は当連結会計年度の確定決算において課税される法人税、住民税及び事業税399百万円及び税効果会計適用により計算された法人税等調整額を計上した結果628百万円となっております。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当社グループでは、主要サービスであるiDCサービスに対する市場の強い需要に応えるため、文京センターの追加投資を中心に総額1,369百万円の設備投資を実施しました。

2【主要な設備の状況】

(1) 提出会社

平成22年7月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(千円)					従業員数 (人)
		建物	機械及び 装置	工具、器具 及び備品	リース資産	合計	
本社 (東京都港区)	本社事務所	37,687	201	11,589	-	49,477	51
品川データセンター (東京都品川区)	データセンター設備等	6,021,599	72,085	538,177	1,362,923	7,994,785	55
文京データセンター (東京都文京区)	データセンター設備等	8,642,689	25,933	494,683	1,905,376	11,068,684	

- (注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。
2. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。
3. 上記の他、主要な賃借設備として、以下のものがあります。

事業所名 (所在地)	設備の内容	年間賃借料(千円)
本社 (東京都港区)	本社事務所	108,170
品川データセンター (東京都品川区)	データセンター建物、用地 データセンター設備リース	514,425 483,403
文京データセンター (東京都文京区)	データセンター建物 データセンター設備リース	578,323 262,632

- (注) 1. 本社事務所の年間賃借料には、当社が子会社へ賃貸している年間賃貸料を含んでおります。
2. 上記の他、翌事業年度に利用開始されるデータセンター設備のリース契約を締結しているものがあります。

3【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設

会社名 事業所名	所在地	設備の内容	投資予定金額		資金調達方法	着手及び完了予定 (年月)	
			総額 (百万円)	既支払額 (百万円)		着手	完了
㈱ビットアイル 文京データセンター	東京都文京区	データセンター 設備等	15,620	12,960	借入金及び リース	平成19年11月	平成23年2月
㈱ビットアイル 品川データセンター	東京都品川区	データセンター 設備等	3,000	-	借入金及び リース	平成23年1月	平成23年9月

(2) 重要な設備の除却等

経常的な設備の更新のための除却等を除き、重要な設備の除却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	545,000
計	545,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (平成22年7月31日)	提出日現在発行数 (株) (平成22年10月26日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	168,460	168,470	大阪証券取引所 JASDAQ (スタンダード)	当社は単元株制度は採用して おりません。
計	168,460	168,470	-	-

(注) 1. 「提出日現在発行数」欄には、平成22年10月1日から本報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

2. 事業年度末現在の上場金融商品取引所は、大阪証券取引所ヘラクレスであります。なお、大阪証券取引所ヘラクレスは、平成22年10月12日付で新たに開設された同取引所JASDAQに統合されており、同日以降の上場金融商品取引所は、大阪証券取引所JASDAQ(スタンダード)であります。

(2)【新株予約権等の状況】

旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

株主総会の特別決議日(平成16年5月18日)(第1回新株予約権)		
区分	事業年度末現在 (平成22年7月31日)	提出日の前月末現在 (平成22年9月30日)
新株予約権の数(個)	40	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	400(注)1, 5	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	20,000(注)2, 5	同左
新株予約権の行使期間	平成18年5月19日から 平成26年5月18日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 20,000(注)5 資本組入額 10,000(注)5	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)3	同左
代用払込みに関する事項	-	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	同左

(注) 1. 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端株については、これを切り捨てるものとします。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行うものとします。

2. 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により1株当りの払込金額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げるものとします。

調整後1株当り払込金額 = 調整前1株当り払込金額 × (1 / 分割・併合の比率)

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める払込金額の調整を行うものとします。

3. 新株予約権の行使条件および譲渡に関する事項は次のとおりであります。

本新株予約権者は、権利行使時において当社または当社の関係会社の取締役、監査役又は使用人であるこ

とを要する。

新株予約権の相続人による新株予約権の行使は認めない。

新株予約権者が法令または当社の内部規律に違反する行為を行った場合、新株予約権の行使は認めない。

新株予約権の質入れその他一切の処分は認めない。

その他の条件については、本総会決議および取締役会決議に基づき、当社と当社の取締役、監査役および使用人ならびに当社子会社（孫会社を含む）の取締役、監査役および使用人との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

4．新株予約権の消却事由および条件は次のとおりであります。

当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案または株式移転の議案が株主総会で承認された場合、当社は新株予約権を無償で消却することができる。

新株予約権者が権利行使する前に、新株予約権者が前記、「新株予約権の行使の条件」に該当しなくなった場合には、当社は当該新株予約権を無償で消却することができる。

新株予約権者が当社所定の書面により新株予約権の全部または一部を放棄する旨を申し出た場合には、当社は当該新株予約権を無償で消却することができる。

5．平成18年4月7日付（1：2）及び平成19年4月28日付（1：5）で株式の分割により、各数値の調整を行っております。

株主総会の特別決議日（平成17年3月9日）（第3回新株予約権）		
区分	事業年度末現在 （平成22年7月31日）	提出日の前月末現在 （平成22年9月30日）
新株予約権の数（個）	290	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	-	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	2,900（注）1，5	同左
新株予約権の行使時の払込金額（円）	50,000（注）2，5	同左
新株予約権の行使期間	平成19年3月10日から 平成27年3月9日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価額 50,000（注）5 資本組入額 25,000（注）5	同左
新株予約権の行使の条件	（注）3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	（注）3	同左
代用払込みに関する事項	-	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	同左

（注）1．当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端株については、これを切り捨てるものとします。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行うものとします。

2．当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により1株当りの払込金額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げるものとします。

調整後1株当り払込金額 = 調整前1株当り払込金額 × (1 / 分割・併合の比率)

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める払込金額の調整を行うものとします。

3．新株予約権の行使条件および譲渡に関する事項は次のとおりであります。

本新株予約権者は、権利行使時において当社または当社の関係会社の取締役、監査役又は使用人であることを要する。

新株予約権の相続人による新株予約権の行使は認めない。

新株予約権者が法令または当社の内部規律に違反する行為を行った場合、新株予約権の行使は認めない。

新株予約権の質入れその他一切の処分は認めない。

その他の条件については、本総会決議および取締役会決議に基づき、当社と当社の取締役、監査役および使用人ならびに当社子会社（孫会社を含む）の取締役、監査役および使用人との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

4．新株予約権の消却事由および条件は次のとおりであります。

当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案または株式移転の議案が株主総会で承認された場合、当社は新株予約権を無償で消却することができる。

新株予約権者が権利行使する前に、新株予約権者が前記、「新株予約権の行使の条件」に該当しなくなった場合には、当社は当該新株予約権を無償で消却することができる。

新株予約権者が当社所定の書面により新株予約権の全部または一部を放棄する旨を申し出た場合には、当社は当該新株予約権を無償で消却することができる。

5．平成18年4月7日付（1：2）及び平成19年4月28日付（1：5）で株式の分割により、各数値の調整を行っております。

株主総会の特別決議日（平成17年10月25日）（第4回新株予約権）		
区分	事業年度末現在 （平成22年7月31日）	提出日の前月末現在 （平成22年9月30日）
新株予約権の数（個）	30	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	-	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	300（注）1，5	同左
新株予約権の行使時の払込金額（円）	50,000（注）2，5	同左
新株予約権の行使期間	平成19年10月26日から 平成27年10月25日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価額 50,000（注）5 資本組入額 25,000（注）5	同左
新株予約権の行使の条件	（注）3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	（注）3	同左
代用払込みに関する事項	-	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	同左

（注）1．当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端株については、これを切り捨てるものとします。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行うものとします。

2．当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により1株当りの払込金額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げるものとします。

調整後1株当り払込金額 = 調整前1株当り払込金額 × (1 / 分割・併合の比率)

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める払込金額の調整を行うものとします。

3．新株予約権の行使条件および譲渡に関する事項は次のとおりであります。

本新株予約権者は、権利行使時において当社または当社の関係会社の取締役、監査役又は使用人であることを要する。

新株予約権の相続人による新株予約権の行使は認めない。

新株予約権者が法令または当社の内部規律に違反する行為を行った場合、新株予約権の行使は認めない。

新株予約権の質入れその他一切の処分は認めない。

その他の条件については、本総会決議および取締役会決議に基づき、当社と当社の取締役、監査役および使用人ならびに当社子会社（孫会社を含む）の取締役、監査役および使用人との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

4．新株予約権の消却事由および条件は次のとおりであります。

当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案または株式移転の議案が株主総会で承認された場合、当社は新株予約権を無償で消却することができる。

新株予約権者が権利行使する前に、新株予約権者が前記、「新株予約権の行使の条件」に該当しなくなった場合には、当社は当該新株予約権を無償で消却することができる。

新株予約権者が当社所定の書面により新株予約権の全部または一部を放棄する旨を申し出た場合には、当社は当該新株予約権を無償で消却することができる。

5．平成18年4月7日付（1：2）及び平成19年4月28日付（1：5）で株式の分割により、各数値の調整を行っております。

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

株主総会の特別決議日（平成18年10月26日）（第5回新株予約権）		
区分	事業年度末現在 （平成22年7月31日）	提出日の前月末現在 （平成22年9月30日）
新株予約権の数（個）	349	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	-	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	1,745（注）1，6	同左
新株予約権の行使時の払込金額（円）	116,963（注）2，6	同左
新株予約権の行使期間	平成20年10月27日から 平成28年10月26日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価額 116,963（注）6 資本組入額 58,482（注）6	同左
新株予約権の行使の条件	（注）3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	（注）3	同左
代用払込みに関する事項	-	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）5	同左

（注）1．当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端株については、これを切り捨てるものとします。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

2．当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により1株当りの払込金額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げるものとします。

調整後1株当り払込金額 = 調整前1株当り払込金額 × (1 / 分割・併合の比率)

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める払込金額の調整を行うものとします。

3．新株予約権の行使条件および譲渡に関する事項は次のとおりであります。

本新株予約権者は、本新株予約権付与時より権利行使時までの間継続して当社または当社の関係会社の取締役、監査役または使用人であることを要する。

本新株予約権者が取締役、監査役または使用人の地位を喪失した場合であっても、以下の各号に定める事由に基づく場合には新株予約権を行使することができるものとする。

（イ）本新株予約権者である取締役および監査役が任期満了により退任した場合

（ロ）本新株予約権者が会社の承認に基づき関係会社へ移籍した場合

（ハ）本新株予約権者である使用人が定年退職した場合

（ニ）本新株予約権者である使用人がやむをえない業務上の都合により解雇された場合で取締役会が特に承認した場合

新株予約権の相続人による新株予約権の行使は認めない。

新株予約権者が法令または当社の内部規律に違反する行為を行った場合、新株予約権の行使は認めない。

新株予約権の質入れその他一切の処分は認めない。

その他の条件については、当社と当社の取締役、監査役および使用人ならびに当社子会社（孫会社を含む）の取締役、監査役および使用人との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

4．新株予約権の取得の条件は次のとおりであります。

当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案が当社株主総会で承認された場合、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合（いずれも、株主総会議決が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別に定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

当社は、新株予約権の割当てを受けた者またはその相続人が、本総会決議及び取締役会決議に基づき当社と対象取締役、監査役及び使用人（顧問及び子会社使用人を含む）との間で締結する「新株予約権割当契約」による新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当社取締役会が別に定める日に、当該新株予約権を無償で取得することができる。

5. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、組織再編行為前の条件に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上調整して得られる再編後払込金額に上記に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる額とする。

新株予約権を行使することができる期間

組織再編行為前における新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、組織再編行為前における新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

組織再編行為前の条件に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要する。

新株予約権の取得の条件

組織再編行為前の条件に準じて決定する。

6. 平成19年4月28日付（1：5）で株式の分割により、各数値の調整を行っております。

株主総会の特別決議日（平成18年10月26日）（第6回新株予約権）		
区分	事業年度末現在 （平成22年7月31日）	提出日の前月末現在 （平成22年9月30日）
新株予約権の数（個）	60	58
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	-	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	300（注）1，6	290（注）1，6
新株予約権の行使時の払込金額（円）	65,271（注）2，6	同左
新株予約権の行使期間	平成20年10月27日から 平成28年10月26日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価額 65,271（注）6 資本組入額 32,636（注）6	同左
新株予約権の行使の条件	（注）3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	（注）3	同左
代用払込みに関する事項	-	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）5	同左

（注）1．当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端株については、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2．当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により1株当りの払込金額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後1株当り払込金額} = \text{調整前1株当り払込金額} \times (1 / \text{分割・併合の比率})$$

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認められる払込金額の調整を行うものとします。

3．新株予約権の行使条件および譲渡に関する事項は次のとおりであります。

本新株予約権者は、本新株予約権付与時より権利行使時までの間継続して当社または当社の関係会社の取締役、監査役または使用人であることを要する。

本新株予約権者が取締役、監査役または使用人の地位を喪失した場合であっても、以下の各号に定める事由に基づく場合には新株予約権を行使することができるものとする。

（イ）本新株予約権者である取締役および監査役が任期満了により退任した場合

（ロ）本新株予約権者が会社の承認に基づき関係会社へ移籍した場合

（ハ）本新株予約権者である使用人が定年退職した場合

（ニ）本新株予約権者である使用人がやむをえない業務上の都合により解雇された場合で取締役会が特に承認した場合

新株予約権の相続人による新株予約権の行使は認めない。

新株予約権者が法令または当社の内部規律に違反する行為を行った場合、新株予約権の行使は認めない。新株予約権の質入れその他一切の処分は認めない。

その他の条件については、当社と当社の取締役、監査役および使用人ならびに当社子会社（孫会社を含む）の取締役、監査役および使用人との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

4．新株予約権の取得の条件は次のとおりであります。

当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案が当社株主総会で承認された場合、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合（いずれも、株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別に定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

当社は、新株予約権の割当てを受けた者またはその相続人が、本総会決議及び取締役会決議に基づき当社と対象取締役、監査役及び使用人（顧問及び子会社使用人を含む）との間で締結する「新株予約権割当契約」による新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当社取締役会が別に定める日に、当該新株予約権を無償で取得することができる。

5. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、組織再編行為前の条件に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上調整して得られる再編後払込金額に上記に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる額とする。

新株予約権を行使することができる期間

組織再編行為前における新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、組織再編行為前における新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

組織再編行為前の条件に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要する。

新株予約権の取得の条件

組織再編行為前の条件に準じて決定する。

6. 平成19年4月28日付（1：5）で株式の分割により、各数値の調整を行っております。

取締役会の決議日（平成20年12月9日）（第7回新株予約権 Aプラン）		
区分	事業年度末現在 （平成22年7月31日）	提出日の前月末現在 （平成22年9月30日）
新株予約権の数（個）	165	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	-	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	165（注）1	同左
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1	同左
新株予約権の行使期間	平成22年12月25日から 平成30年12月24日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価額 1 資本組入額 1	同左
新株予約権の行使の条件	（注）2	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	（注）2	同左
代用払込みに関する事項	-	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）4	同左

（注）1．当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端株については、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行うものとします。

2．新株予約権の行使条件および譲渡に関する事項は次のとおりであります。

本新株予約権者は、本新株予約権付与時より権利行使時までの間継続して当社または当社の関係会社の取締役、監査役または使用人であることを要する。

本新株予約権者が取締役、監査役または使用人の地位を喪失した場合であっても、以下の各号に定める事由に基づく場合には新株予約権を行使することができるものとする。

（イ）本新株予約権者である取締役および監査役が任期満了により退任した場合

（ロ）本新株予約権者が会社の承認に基づき関係会社へ移籍した場合

（ハ）本新株予約権者である使用人が定年退職した場合

（ニ）本新株予約権者である使用人がやむをえない業務上の都合により解雇された場合で取締役会が特に承認した場合

新株予約権の相続人による新株予約権の行使は認めない。

新株予約権者が法令または当社の内部規律に違反する行為を行った場合、新株予約権の行使は認めない。

新株予約権の質入れその他一切の処分は認めない。

その他の条件については、当社と当社の取締役、監査役および使用人ならびに当社関係会社の取締役、監査役および使用人との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

3．新株予約権の取得の条件は次のとおりであります。

当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案が当社株主総会で承認された場合、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合（いずれも、株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別に定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

当社は、新株予約権の割当てを受けた者またはその相続人が、取締役会決議に基づき当社と当社の取締役、監査役及び使用人ならびに当社関係会社の取締役、監査役及び使用人との間で締結する「新株予約権割当契約」による新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当社取締役会が別に定める日に、当該新株予約権を無償で取得することができる。

4. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、組織再編行為前の条件に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該新株予約権の行使により交付される再編対象会社の株式1株当たりの再編後払込金額を1円とし、これに上記 に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

組織再編行為前における新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、組織再編行為前における新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

組織再編行為前の条件に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要する。

新株予約権の取得の条件

組織再編行為前の条件に準じて決定する。

取締役会の決議日（平成20年12月9日）（第7回新株予約権 Bプラン）		
区分	事業年度末現在 （平成22年7月31日）	提出日の前月末現在 （平成22年9月30日）
新株予約権の数（個）	235	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	-	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	235（注）1	同左
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1	同左
新株予約権の行使期間	平成22年12月25日から 平成52年12月24日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価額 1 資本組入額 1	同左
新株予約権の行使の条件	（注）2	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	（注）2	同左
代用払込みに関する事項	-	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）4	同左

（注）1．当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端株については、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行うものとします。

2．新株予約権の行使条件および譲渡に関する事項は次のとおりであります。

新株予約権を行使することができる期間内であっても新株予約権者は、当社取締役または監査役を退任した日の翌日（以下、「権利行使開始日」）から10日を経過するまでの間に限り新株予約権を行使できる。

上記にかかわらず新株予約権者が平成52年11月24日までに権利行使開始日を迎えなかった場合、平成52年11月25日から平成52年12月24日までの間に限り新株予約権を行使できる。

後記3に従って当社が新株予約権を無償で取得することとした場合には、その無償取得日以前の、別途取締役会において定める期間、新株予約権者は新株予約権を行使することができるものとする。

本新株予約権者は、本新株予約権付与時より新株予約権を行使することができる期間の開始日までの間、継続して当社または当社の関係会社の取締役、監査役または使用人であることを要する。

本新株予約権者が取締役、監査役または使用人の地位を喪失した場合であっても、以下の各号に定める事由に基づく場合には新株予約権を行使することができるものとする。

（イ）本新株予約権者である取締役および監査役が任期満了により退任した場合

（ロ）本新株予約権者が会社の承認に基づき関係会社へ移籍した場合

（ハ）本新株予約権者である使用人が定年退職した場合

（ニ）本新株予約権者である使用人がやむをえない業務上の都合により解雇された場合で取締役会が特に承認した場合

新株予約権の相続人による新株予約権の行使は認めない。

新株予約権者が法令または当社の内部規律に違反する行為を行った場合、新株予約権の行使は認めない。

新株予約権の質入れその他一切の処分は認めない。

その他の条件については、当社と当社の取締役、監査役及び使用人ならびに当社関係会社の取締役、監査役及び使用人との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

3．新株予約権の取得の条件は次のとおりであります。

当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案が当社株主総会で承認された場合、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合（いずれも、株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別に定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

当社は、新株予約権の割当てを受けた者またはその相続人が、取締役会決議に基づき当社と当社の取締役、監査役及び使用人ならびに当社関係会社の取締役、監査役及び使用人との間で締結する「新株予約権割当契約」による新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当社取締役会が別に定める日に、当該新株予約権を無償で取得することができる。

4. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、組織再編行為前の条件に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該新株予約権の行使により交付される再編対象会社の株式1株当たりの再編後払込金額を1円とし、これに上記に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

組織再編行為前における新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、組織再編行為前における新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

組織再編行為前の条件に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要する。

新株予約権の取得の条件

組織再編行為前の条件に準じて決定する。

取締役会の決議日（平成20年12月9日）（第7回新株予約権Cプラン）		
区分	事業年度末現在 （平成22年7月31日）	提出日の前月末現在 （平成22年9月30日）
新株予約権の数（個）	540	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	-	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	540（注）1	同左
新株予約権の行使時の払込金額（円）	71,016（注）2	同左
新株予約権の行使期間	平成22年12月25日から 平成30年12月24日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価額 71,016 資本組入額 35,508	同左
新株予約権の行使の条件	（注）3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	（注）3	同左
代用払込みに関する事項	-	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）5	同左

（注）1．当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端株については、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行うものとします。

2．当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により1株当りの払込金額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後1株当り払込金額} = \text{調整前1株当り払込金額} \times (1 / \text{分割・併合の比率})$$

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める払込金額の調整を行うものとします。

3．新株予約権の行使条件および譲渡に関する事項は次のとおりであります。

本新株予約権者は、本新株予約権付与時より権利行使時までの間継続して当社または当社の関係会社の取締役、監査役または使用人であることを要する。

本新株予約権者が取締役、監査役または使用人の地位を喪失した場合であっても、以下の各号に定める事由に基づく場合には新株予約権を行使することができるものとする。

（イ）本新株予約権者である取締役および監査役が任期満了により退任した場合

（ロ）本新株予約権者が会社の承認に基づき関係会社へ移籍した場合

（ハ）本新株予約権者である使用人が定年退職した場合

（ニ）本新株予約権者である使用人がやむをえない業務上の都合により解雇された場合で取締役会が特に承認した場合

新株予約権の相続人による新株予約権の行使は認めない。

新株予約権者が法令または当社の内部規律に違反する行為を行った場合、新株予約権の行使は認めない。

新株予約権の質入れその他一切の処分は認めない。

その他の条件については、当社と当社の取締役、監査役および使用人ならびに当社関係会社の取締役、監査役および使用人との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

4．新株予約権の取得の条件は次のとおりであります。

当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案が当社株主総会で承認された場合、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合（いずれも、株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別に定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

当社は、新株予約権の割当てを受けた者またはその相続人が、取締役会決議に基づき当社と当社の取締役、監査役及び使用人ならびに当社関係会社の取締役、監査役及び使用人との間で締結する「新株予約権割当契約」による新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当社取締役会が別に定める日に、当該新株予約権を無償で取得することができる。

平成20年12月25日から平成22年12月24日までの間のいずれかの日の大阪証券取引所における当社株式普通取引の終値が、40,000円を下回った場合には、当社は新株予約権を無償で取得できるものとする。

5. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、組織再編行為前の条件に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上調整して得られる再編後払込金額に上記に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる額とする。

新株予約権を行使することができる期間

組織再編行為前における新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、組織再編行為前における新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

組織再編行為前の条件に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要する。

新株予約権の取得の条件

組織再編行為前の条件に準じて決定する。

取締役会の決議日（平成22年2月2日）（第8回新株予約権 Aプラン）		
区分	事業年度末現在 （平成22年7月31日）	提出日の前月末現在 （平成22年9月30日）
新株予約権の数（個）	118	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	-	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	118（注）1	同左
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1	同左
新株予約権の行使期間	平成24年2月18日から 平成32年2月17日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 1 資本組入額 1	同左
新株予約権の行使の条件	（注）2	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	（注）2	同左
代用払込みに関する事項	-	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）4	同左

（注）1．当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端端については、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記の他、付与株式数の調整を必要とするやむをえない事由が生じたときは、当社は必要と認める付与株式数の調整を行う。

2．新株予約権の行使条件および譲渡に関する事項は次のとおりであります。

本新株予約権者は、本新株予約権付与時より権利行使時までの間継続して当社または当社の関係会社の取締役、監査役または使用人であることを要する。

本新株予約権者が取締役、監査役または使用人の地位を喪失した場合であっても、以下の各号に定める事由に基づく場合には新株予約権を行使することができるものとする。

（イ）本新株予約権者である取締役および監査役が任期満了により退任した場合

（ロ）本新株予約権者が会社の承認に基づき関係会社へ移籍した場合

（ハ）本新株予約権者である使用人が定年退職した場合

（ニ）上記以外の事由による地位の喪失で取締役会が特に承認した場合

新株予約権の相続人による新株予約権の行使は認めない。

新株予約権者が法令または当社の内部規律に違反する行為を行った場合、新株予約権の行使は認めない。

新株予約権の質入れその他一切の処分は認めない。

その他の条件については、当社と当社の取締役、監査役および使用人ならびに当社関係会社の取締役、監査役および使用人との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

3．新株予約権の取得の条件は次のとおりであります。

当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案が当社株主総会で承認された場合、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合（いずれも、株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別に定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

当社は、新株予約権の割当てを受けた者またはその相続人が、取締役会決議に基づき当社と当社の取締役、監査役及び使用人ならびに当社関係会社の取締役、監査役及び使用人との間で締結する「新株予約権割当契約」による新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当社取締役会が別に定める日に、当該新株予約権を無償で取得することができる。

4. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、組織再編行為前の条件に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該新株予約権の行使により交付される再編対象会社の株式1株当たりの再編後払込金額を1円とし、これに上記 に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

組織再編行為前における新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、組織再編行為前における新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

組織再編行為前の条件に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要する。

新株予約権の取得の条件

組織再編行為前の条件に準じて決定する。

取締役会の決議日（平成22年2月2日）（第8回新株予約権 Bプラン）		
区分	事業年度末現在 （平成22年7月31日）	提出日の前月末現在 （平成22年9月30日）
新株予約権の数（個）	280	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	-	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	280（注）1	同左
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1	同左
新株予約権の行使期間	平成22年2月18日から 平成54年2月17日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 1 資本組入額 1	同左
新株予約権の行使の条件	（注）2	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	（注）2	同左
代用払込みに関する事項	-	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）4	同左

（注）1．当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端株については、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記の他、付与株式数の調整を必要とするやむをえない事由が生じたときは、当社は必要と認める付与株式数の調整を行う。

2．新株予約権の行使条件および譲渡に関する事項は次のとおりであります。

新株予約権を行使することができる期間内であっても新株予約権者は、当社取締役または監査役の地位を喪失した日の翌日（以下、「権利行使開始日」）から10日を経過するまでの間に限り新株予約権を行使できる。

但し、退任もしくは辞任以外の事由により地位を喪失した場合は取締役会の承認を要する。

上記にかかわらず新株予約権者が平成54年1月17日までに権利行使開始日を迎えなかった場合、平成54年1月18日から平成54年2月17日までの間に限り新株予約権を行使できる。

後記3に従って当社が新株予約権を無償で取得することとした場合には、その無償取得日以前の、別途取締役会において定める期間、新株予約権者は新株予約権を行使することができるものとする。

本新株予約権者が平成25年1月31日以前に取締役または監査役の地位を喪失した場合に行使できる新株予約権の数は、当初に割当てられた新株予約権の割当数に新株予約権を付与された日の属する月から取締役または監査役の地位を喪失した日の属する月までの月数を乗じ36ヶ月で除した数とし、残余についての行使は認めない。行使できる新株予約権の個数の計算においては、当初割り当てられた日の属する月と取締役または監査役の地位を喪失した日の属する月のいずれをも含み、また計算の結果生じる1個未満の端数は切り捨てるものとする。

新株予約権の相続人による新株予約権の行使は認めない。

新株予約権者が法令または当社の内部規律に違反する行為を行った場合、新株予約権の行使は認めない。

新株予約権の質入れその他一切の処分は認めない。

その他の条件については、当社と当社の取締役、監査役及び使用人ならびに当社関係会社の取締役、監査役及び使用人との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

3．新株予約権の取得の条件は次のとおりであります。

当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案が当社株主総会で承認された場合、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合（いずれも、株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別に定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

当社は、新株予約権の割当てを受けた者またはその相続人が、取締役会決議に基づき当社と当社の取締役、監査役及び使用人ならびに当社関係会社の取締役、監査役及び使用人との間で締結する「新株予約権割当契約」による新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当社取締役会が別に定める日に、当該新株予約権を無償で取得することができる。

4. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、組織再編行為前の条件に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該新株予約権の行使により交付される再編対象会社の株式1株当たりの再編後払込金額を1円とし、これに上記 に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

組織再編行為前における新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、組織再編行為前における新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

組織再編行為前の条件に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要する。

新株予約権の取得の条件

組織再編行為前の条件に準じて決定する。

取締役会の決議日（平成22年2月2日）（第8回新株予約権Cプラン）		
区分	事業年度末現在 （平成22年7月31日）	提出日の前月末現在 （平成22年9月30日）
新株予約権の数（個）	692	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	-	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	692（注）1	同左
新株予約権の行使時の払込金額（円）	62,213（注）2	同左
新株予約権の行使期間	平成24年2月18日から 平成32年2月17日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 62,213 資本組入額 31,107	同左
新株予約権の行使の条件	（注）3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	（注）3	同左
代用払込みに関する事項	-	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）5	同左

（注）1．当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端株については、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記の他、付与株式数の調整を必要とするやむをえない事由が生じたときは、当社は必要と認める付与株式数の調整を行う。

2．当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により1株当りの払込金額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後1株当り払込金額} = \text{調整前1株当り払込金額} \times (1 / \text{分割・併合の比率})$$

さらに、上記の他、割当日後、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は必要と認める行使価額の調整を行う。

3．新株予約権の行使条件および譲渡に関する事項は次のとおりであります。

本新株予約権者は、本新株予約権付与時より権利行使時までの間継続して当社または当社の関係会社の取締役、監査役または使用人であることを要する。

本新株予約権者が取締役、監査役または使用人の地位を喪失した場合であっても、以下の各号に定める事由に基づく場合には新株予約権を行使することができるものとする。

（イ）本新株予約権者である取締役および監査役が任期満了により退任した場合

（ロ）本新株予約権者が会社の承認に基づき関係会社へ移籍した場合

（ハ）本新株予約権者である使用人が定年退職した場合

（ニ）上記以外の事由による地位の喪失で取締役会が特に承認した場合

新株予約権の相続人による新株予約権の行使は認めない。

新株予約権者が法令または当社の内部規律に違反する行為を行った場合、新株予約権の行使は認めない。

新株予約権の質入れその他一切の処分は認めない。

その他の条件については、当社と当社の取締役、監査役および使用人ならびに当社関係会社の取締役、監査役および使用人との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

4. 新株予約権の取得の条件は次のとおりであります。

当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案が当社株主総会で承認された場合、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合（いずれも、株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別に定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

当社は、新株予約権の割当てを受けた者またはその相続人が、取締役会決議に基づき当社と当社の取締役、監査役及び使用人ならびに当社関係会社の取締役、監査役及び使用人との間で締結する「新株予約権割当契約」による新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当社取締役会が別に定める日に、当該新株予約権を無償で取得することができる。

平成22年2月18日から平成24年2月17日までの間のいずれかの日の大阪証券取引所における当社株式普通取引の終値が、40,000円を下回った場合には、当社は新株予約権を無償で取得できるものとする。

5. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、組織再編行為前の条件に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上調整して得られる再編後払込金額に上記に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる額とする。

新株予約権を行使することができる期間

組織再編行為前における新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、組織再編行為前における新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

組織再編行為前の条件に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要する。

新株予約権の取得の条件

組織再編行為前の条件に準じて決定する。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

平成22年2月1日以後に開始する事業年度に係る有価証券報告書から適用されるため、記載事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数(株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
平成17年8月1日 ~ 平成18年3月31日 (注)1	2,130	13,737	130,884	1,197,571	132,632	132,632
平成18年4月7日 (注)2	13,737	27,474	-	1,197,571	-	132,632
平成18年7月18日 (注)3	2,500	29,974	639,375	1,836,946	639,375	772,007
平成19年4月28日 (注)4	121,000	150,974	-	1,836,946	-	772,007
平成19年7月3日 (注)5	15,000	165,974	825,000	2,661,946	825,000	1,597,007
平成18年8月1日 ~ 平成19年7月31日 (注)6	636	166,610	32,250	2,694,196	32,250	1,629,257
平成19年8月1日 ~ 平成20年7月31日 (注)6	1,360	167,970	17,500	2,711,696	17,500	1,646,757
平成20年8月1日 ~ 平成21年7月31日 (注)6	250	168,220	6,250	2,717,946	6,250	1,653,007
平成21年8月1日 ~ 平成22年7月31日 (注)6	240	168,460	6,000	2,723,946	6,000	1,659,007

- (注) 1. 新株引受権の行使 行使者、寺田航平、寺田保信、寺田心平、他13名、発行価額122,895円、資本組入額61,448円
2. 平成18年4月7日付で株式分割(1:2)を行っております。
3. 有償一般募集(ブックビルディング方式による募集)
引受価額511,500円、資本組入額255,750円、払込金総額1,278,750千円
4. 平成19年4月28日付で株式分割(1:5)を行っております。
5. 有償第三者割当(15,000株) 割当先、(株)CSKホールディングス、発行価額110,000円、資本組入額55,000円
6. 新株予約権の行使による増加であります。
7. 平成22年8月1日から平成22年9月30日までの間に、新株予約権の行使により、発行済株式総数が10株、資本金及び資本準備金がそれぞれ393千円増加しております。

(6) 【所有者別状況】

平成22年7月31日現在

区分	株式の状況								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	9	18	32	31	-	2,087	2,177	-
所有株式数(株)	-	26,031	1,520	58,464	13,966	-	68,479	168,460	-
所有株式数の割合(%)	-	15.45	0.90	34.70	8.29	-	40.65	100.00	-

(注) 自己株式4,732株は、「個人その他」に含めて記載しております。

(7) 【大株主の状況】

平成22年7月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
寺田倉庫株式会社	東京都品川区東品川2丁目6-10	34,100	20.24
寺田 航平	東京都品川区	28,660	17.01
株式会社電通国際情報サービス	東京都港区港南2丁目17-1	16,800	9.97
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11-3	12,100	7.18
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-11	9,564	5.67
寺田 保信	東京都世田谷区	9,335	5.54
NORTHERN TRUST CO AVFC RE NORTHERN TRUST GUERNSEY NON TREATY CLIENTS(常任代理人 香港上海銀行東京支店)	50 BANK STREET CANARY WHARF LONDON E14 5NT, UK (東京都中央区日本橋3丁目11-1)	3,376	2.00
山崎 栄二	東京都世田谷区	2,723	1.61
天野 信之	東京都大田区	2,540	1.50
清田 卓生	神奈川県藤沢市	2,405	1.42
計	-	121,603	72.18

(注) 上記のほか、自己株式が4,732株あります。

(8) 【議決権の状況】
【発行済株式】

平成22年7月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 4,732	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 163,728	163,728	-
端株	-	-	-
発行済株式総数	168,460	-	-
総株主の議決権	-	163,728	-

【自己株式等】

平成22年7月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社ビットアイル	東京都港区東新橋 1丁目9-2	4,732	-	4,732	2.80
計	-	4,732	-	4,732	2.80

(9) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、ストック・オプション制度を採用しております。当該制度は、旧商法及び会社法に基づき新株予約権を発行する方法によるものであります。

当該制度の内容は、次のとおりであります。

旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき発行した新株予約権

平成16年5月18日開催の臨時株主総会決議に基づく新株予約権の付与（第1回新株予約権）

決議年月日	平成16年5月18日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社の取締役 7 当社の監査役 4 当社の従業員 9 当社の子会社の従業員 2（注）
新株予約権の目的となる株式の種類	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

（注）第6期中に子会社ではなくなり、当該ストック・オプションは消却しております。

平成17年3月9日開催の臨時株主総会決議に基づく新株予約権の付与（第3回新株予約権）

決議年月日	平成17年3月9日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社の取締役 3 当社の監査役 1 当社の従業員 31
新株予約権の目的となる株式の種類	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

平成17年10月25日開催の定時株主総会決議に基づく新株予約権の付与（第4回新株予約権）

決議年月日	平成17年10月25日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社の取締役 1
新株予約権の目的となる株式の種類	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき発行した新株予約権

平成18年10月26日開催の定時株主総会決議に基づく新株予約権の付与（第5回新株予約権）

決議年月日	平成18年10月26日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社の取締役 4 当社の監査役 4 当社の従業員 52
新株予約権の目的となる株式の種類	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

平成18年10月26日開催の定時株主総会決議に基づく新株予約権の付与（第6回新株予約権）

決議年月日	平成18年10月26日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社の従業員 60
新株予約権の目的となる株式の種類	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

平成20年12月9日開催の取締役会決議に基づく新株予約権の付与（第7回新株予約権A）

決議年月日	平成20年12月9日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社の取締役 4
新株予約権の目的となる株式の種類	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

平成20年12月9日開催の取締役会決議に基づく新株予約権の付与（第7回新株予約権B）

決議年月日	平成20年12月9日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社の取締役 4
新株予約権の目的となる株式の種類	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

平成20年12月9日開催の取締役会決議に基づく新株予約権の付与（第7回新株予約権C）

決議年月日	平成20年12月9日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社の従業員 74
新株予約権の目的となる株式の種類	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

平成22年2月2日開催の取締役会決議に基づく新株予約権の付与（第8回新株予約権A）

決議年月日	平成22年2月2日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社の取締役 5
新株予約権の目的となる株式の種類	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

平成22年2月2日開催の取締役会決議に基づく新株予約権の付与（第8回新株予約権B）

決議年月日	平成22年2月2日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社の取締役 5
新株予約権の目的となる株式の種類	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

平成22年2月2日開催の取締役会決議に基づく新株予約権の付与（第8回新株予約権C）

決議年月日	平成22年2月2日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社の従業員 92
新株予約権の目的となる株式の種類	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第3号に該当する普通株式の取得

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
取締役会(平成21年12月3日)での決議状況 (取得期間 平成21年12月4日～平成22年1月31日)	2,500	200,000,000
当事業年度前における取得自己株式	-	-
当事業年度における取得自己株式	2,415	147,818,300
残存決議株式の総数及び価額の総額	85	52,181,700
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	3.4	26.1
当期間における取得自己株式	-	-
提出日現在の未行使割合(%)	3.4	26.1

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないもの内容】

該当事項はありません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他 (注)	330	24,700,071	-	-
保有自己株式数	4,732	-	4,732	-

(注) 1. 当事業年度の内容は、新株予約権の権利行使に伴う処分によるものであります。

2. 当期間における処理自己株式及び保有自己株式数には、平成22年10月1日から本報告書の提出日までに処理あるいは取得した自己株式は含まれておりません。

3【配当政策】

当社は、株主への利益還元を経営の重要な課題と認識しております。当期につきましては、昨年2月に開設した文京データセンターの稼働率が向上したこと等を踏まえ、1株につき1,000円の配当を実施することといたしました。次期以降につきましても、営業活動によって獲得する資金と文京データセンターの残りのフロア開設や品川データセンターの増強に要する設備資金、借入金の返済等のバランスを勘案しながら、内部留保の充実も図りつつ、確実に配当を実施していく方針であります。

現状当社は、回数についての基本的な方針は定めておりませんが、将来的には中間配当も含めた年2回の配当の実施を検討していきたいと考えております。

剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。なお、当社は「取締役会の決議によって、毎年1月31日の最終の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる」旨を定款に定めております。

なお、当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)
平成22年10月25日 定時株主総会決議	163,728	1,000

4【株価の推移】

(1)【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次 決算年月	第7期 平成18年7月	第8期 平成19年7月	第9期 平成20年7月	第10期 平成21年7月	第11期 平成22年7月
最高(円)	699,000	755,000 138,000	136,000	102,900	107,300
最低(円)	474,000	491,000 80,500	41,000	55,500	47,550

(注) 1. 最高・最低株価は、大阪証券取引所ヘラクレスにおけるものであります。

2. 印は、株式分割(平成19年4月28日、1:5)による権利落後の最高・最低株価を示しております。

(2)【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成22年2月	3月	4月	5月	6月	7月
最高(円)	65,000	88,700	107,300	100,500	92,800	87,700
最低(円)	56,100	63,200	77,600	73,700	70,500	77,500

(注) 最高・最低株価は、大阪証券取引所ヘラクレスにおけるものであります。

5【役員の状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役社長 (代表取締役)	C E O	寺田 航平	昭和45年10月25日生	平成5年4月 三菱商事(株)入社 平成11年9月 寺田倉庫(株)入社 平成11年11月 同社取締役 平成12年6月 当社設立、代表取締役社長 平成15年6月 寺田倉庫(株)取締役副社長 平成18年2月 (株)ビットサーフ取締役(現任) 平成20年5月 (株)テラス代表取締役(現任) 平成20年11月 当社代表取締役社長兼C E O(現任) 平成22年10月 (株)ライブラネオ取締役(現任)	(注)2	28,660
取締役副社長 (代表取締役)	C O O	天野 信之	昭和39年12月2日生	平成元年4月 ネットワンシステムズ(株)入社 平成9年5月 (株)ネットウェーブ(現(株)データクラフトジャパン) 取締役 平成13年10月 当社取締役i D C事業部長 平成15年10月 当社取締役副社長 平成18年2月 (株)ビットサーフ代表取締役(現任) 平成19年11月 (株)テラス取締役(現任) 平成20年11月 当社代表取締役副社長兼C O O(現任) 平成22年10月 (株)ライブラネオ取締役(現任)	(注)2	2,540
取締役	C T O	安藤 卓哉	昭和33年1月16日生	昭和58年4月 (株)ソイック入社 昭和62年4月 丸善(株)入社 平成元年4月 キャノン販売(株)入社 平成3年1月 ネットワンシステムズ(株)入社 平成9年5月 (株)ネットウェーブ(現(株)データクラフトジャパン) 入社 平成12年11月 キャノテック(株)入社 平成14年4月 当社入社、データセンター長 平成16年10月 当社取締役 平成20年11月 当社取締役C T O(現任)	(注)2	508
取締役	管理 本部長	深井 英夫	昭和35年11月19日生	昭和59年4月 東京リース(株)(現東京センチュリーリース(株))入社 平成13年9月 (株)ネットエンズ(現インフォリスクマネージ(株)) 執行役員 平成15年8月 当社管理本部長 平成16年7月 アイティーマネージ(株)(現インフォリスクマネージ (株))取締役 平成18年10月 当社管理本部長 平成19年10月 当社執行役員 平成20年5月 (株)テラス監査役(現任) 平成21年10月 当社取締役管理本部長(現任) 平成21年10月 (株)ビットサーフ監査役(現任) 平成22年10月 (株)ライブラネオ監査役(現任)	(注)2	104
取締役	-	清田 卓生	昭和44年9月14日生	平成6年10月 中央監査法人入所 平成11年9月 日本エーエム(株)(現(株)カーチス)入社 平成13年3月 ハートアンドブレインコンサルティング(株)取締役 平成13年8月 スカイメディア(株)(現(株)インクルーズ)取締役 平成15年4月 ハートアンドブレインインベストメント(株)(現 H B I(株))代表取締役 平成16年1月 当社管理本部長兼社長室長 平成16年10月 当社取締役 平成18年2月 (株)ビットサーフ取締役 平成19年11月 (株)テラス取締役(現任) 平成20年11月 当社取締役C F O 平成22年8月 当社取締役(現任)	(注)2	2,405

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
常勤監査役	-	吉原 紀生	昭和15年2月17日生	昭和37年4月 日本レミントンユニバック(株)(現日本ユニシス(株))入社 昭和56年4月 同社ハードウェア開発部長 昭和60年4月 野村コンピュータシステム(株)(現(株)野村総合研究所)入社 平成2年6月 同社横浜データセンター長 平成9年6月 同社関西支社長兼大阪データセンター長 平成13年1月 (株)ビジネスポートシステムズ入社、ビジネスソリューション部長 平成14年11月 当社営業本部長、執行役員 平成15年6月 当社営業顧問 平成16年10月 当社監査役(現任) 平成18年2月 (株)ビットサーフ監査役	(注)3	-
監査役	-	石川 隆一	昭和29年12月1日生	昭和52年4月 (株)ダイエー入社 平成11年6月 (株)ネクステージ専務取締役 平成11年9月 インテグレーション・マネジメント(株)代表取締役(現任) 平成12年5月 (株)ネクステージ代表取締役(現任) 平成12年7月 当社取締役 平成13年4月 (株)プラン・ドゥ取締役(現任) 平成15年10月 当社監査役(現任) 平成17年5月 (株)シーファイブ監査役(現任) 平成17年12月 (株)オレンジマーケット取締役(現任) 平成18年9月 (株)食神取締役(現任) 平成19年6月 (株)国際スポーツニュース通信社監査役(現任)	(注)4	-
監査役	-	高橋 鉄	昭和31年10月24日生	昭和61年4月 弁護士登録(東京弁護士会) 三宅坂法律事務所入所パートナー 平成元年4月 東京弁護士会法制委員会副委員長 平成8年2月 東京弁護士会司法修習委員会副委員長 平成14年4月 日弁連司法制度調査会委員(商法部会) 平成15年7月 霞が関パートナーズ法律事務所代表パートナー(現任) 平成18年2月 フロレゾン(株)社外監査役 平成18年3月 アップルジャパン(株)社外監査役(現任) 平成19年3月 日本マクドナルドホールディングス(株)社外取締役 日本マクドナルド(株)社外取締役(現任) 平成19年6月 (株)グローベルス社外監査役(現任) 平成19年10月 当社監査役(現任)	(注)3	-
監査役	-	竹原 相光	昭和27年4月1日生	昭和52年1月 ビート マーウィック ミッチェル会計士事務所入所 昭和56年12月 クーパースアンドライブランド会計事務所入所 平成2年9月 中央新光監査法人社員 平成8年8月 中央監査法人代表社員 平成12年7月 中央青山監査法人トランザクションサービス部部长 平成17年4月 Z E C O O パートナーズ(株)を設立、代表取締役(現任) 平成17年6月 (株)C D G 社外取締役(現任) 平成17年10月 (株)三菱ケミカルホールディングス社外監査役 平成19年2月 (株)エスブル社外取締役(現任) 平成19年10月 当社監査役(現任)	(注)4	-
計						34,217

- (注) 1. 監査役高橋鉄及び監査役竹原相光は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
2. 平成22年10月25日開催の定時株主総会の終結の時から2年間
3. 平成20年10月29日開催の定時株主総会の終結の時から4年間
4. 平成19年10月26日開催の定時株主総会の終結の時から4年間
5. 当社は、経営の意思決定を迅速化し業務執行の機動性を向上させることを目的として、執行役員制度を導入しております。執行役員は2名で、営業本部長久保田達郎、i D C 本部長川田周男で構成されております。

6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、健全な企業統治を事業発展のための前提条件と考えております。オーナーである株主は勿論のこと、従業員、取引先、債権者その他利害関係者との間で適切なコミュニケーションを図り、それぞれの意見を適切に企業運営に反映させていくことが事業発展に不可欠であり、そのためにはまず企業運営の推進役である取締役及び取締役会が健全に機能することが必要であると考えております。またその上で、企業規模の拡大に合わせて、積極的に経営組織体制を整備し、内部統制の充実を図っていく考えであります。

企業統治の体制

イ．企業統治の体制の概要

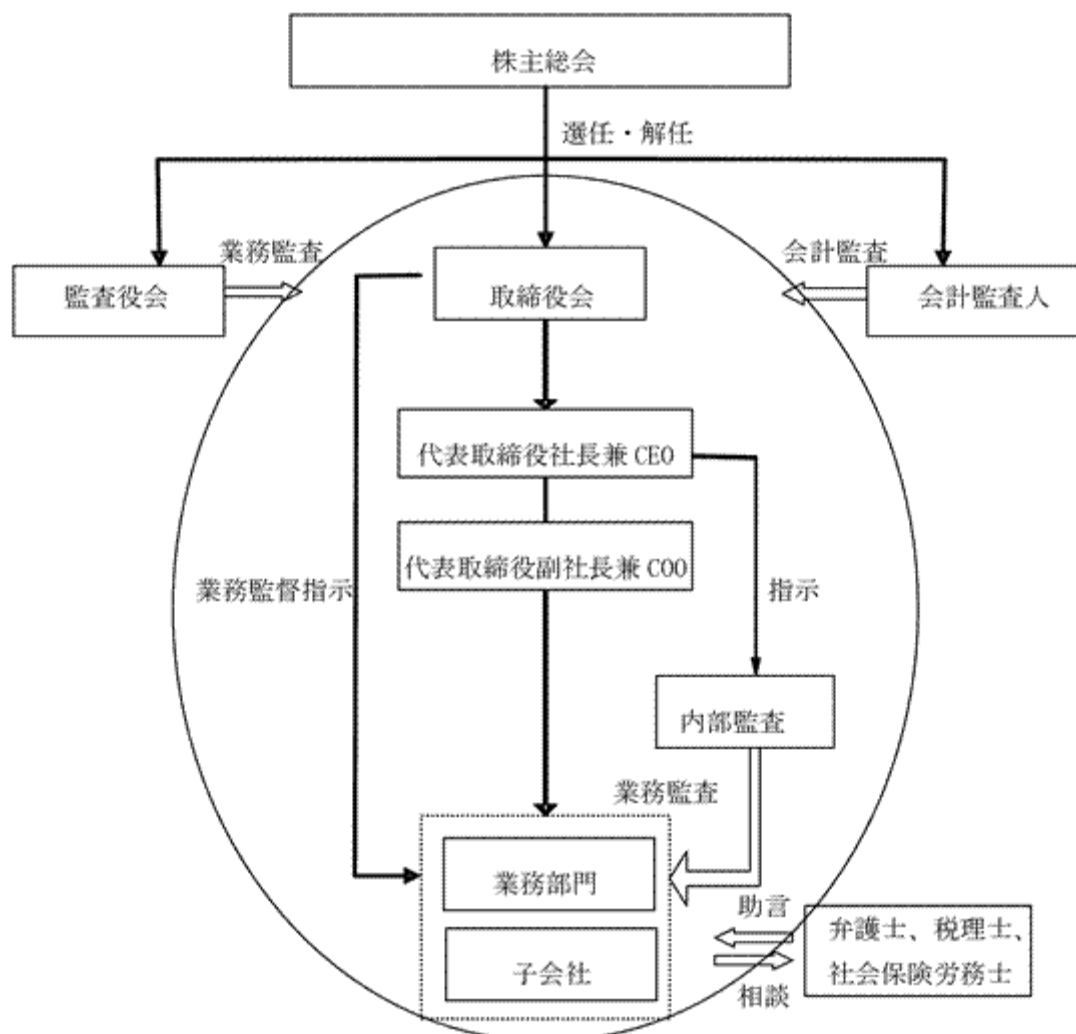
当社は、監査役会設置会社であり、監査役4名のうち2名が会社法第2条第16項に定める社外監査役であります。また、取締役会は取締役5名で構成されておりますが、社外取締役はおりません。社外監査役が当社において必要な手続きを実施できる環境を提供するため、取締役会の開催日や議題の連絡だけに限らず経営会議の開催日や必要な事業報告を、社長室及び総務人事部から随時連絡する体制を取っております。

取締役会

取締役会は、取締役5名（うち社外取締役0名）で構成されております。毎月一回の定例取締役会に加え必要に応じて随時開催することにより、経営に関わる重要事項の審議並びに意思決定、会社の事業、経営全般に対する監督を行っております。取締役会には、監査役4名も出席し、取締役の業務執行について監査を行っております。

監査役会

監査役会は、社外監査役2名を含む4名で構成されております。各監査役は、コーポレート・ガバナンスの重要な役割を担う独立の機関であることを認識し、監査役会で年に一度立案される監査計画書に基づいて、取締役会その他の重要な会議に出席し必要な意見を述べる他、取締役の業務執行に関する適法性の監査を実施しております。



ロ．企業統治の体制を採用する理由

当社の現在の事業規模、事業内容等を勘案し、現行の体制が最も効率的、効果的に経営監視機能を実現でき、迅速かつ適切に経営上の意思決定や業務執行を行うことができる体制であると考えているためであります。

ハ．内部統制システム及びリスク管理体制の整備状況

a．取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役会は、定款、株主総会決議、「取締役会規程」、企業理念及び事業計画に従い、経営に関する重要事項を決定すると共に、取締役の職務執行を監督いたしております。

取締役及び代表取締役は、取締役会で決定した役割に基づき「職務権限規程」その他の社内規則に従い当社の業務を遂行すると共に、毎月一回以上開催される取締役会においてそれぞれの業務執行の状況を取締役に報告いたしております。

監査役は、法令の定める権限に基づき監査を実施すると共に内部監査担当者及び会計監査人と連携して、「監査役会規程」及び「監査計画書」に従い、取締役の職務執行の適正性について監査を実施いたしております。

また、「経理規程」その他の社内規則に従い、会計基準その他の関連する諸法令を遵守し財務報告の適正性を確保するための体制を確保いたしております。

b．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

代表取締役は文書管理規程を定め、次の文書（電磁的記録を含む）について関連資料と共に法令及び文書管理規程に基づき保管し、管理いたしております。

- ・株主総会議事録
- ・取締役会議事録
- ・計算書類
- ・稟議書
- ・その他、取締役会が決定する書類

代表取締役は、前項に掲げる文書以外の文書についても、その重要度に応じて、保管期間、管理方法等を文書管理規程で定めると共に、取締役、社員に対して、文書管理規程に従って文書の保存、管理を適正に行うように指導いたしております。

c．損失の危険の管理に関する規程その他の体制

代表取締役は、次のリスクについて、継続的にモニタリングを行い、リスクが顕在化した場合には速やかに対応できるよう、規程ならびに対応体制を整備いたしております。

- ・障害発生リスク
- ・与信リスク
- ・品質管理・情報セキュリティ・災害等のリスク
- ・法務案件等のリスク

障害発生リスクについては、障害対応マニュアルに沿った運用を確実に行うように継続的なモニタリングを行うと共に、常に改善の可能性を検討し、その整備の努力をいたしております。

与信リスクについては、全得意先に対する与信の管理を徹底的に行い、個々の得意先の与信状況に応じて適切な対応が取られているかのモニタリングを毎月実施いたしております。

品質管理・情報セキュリティ・災害等のリスクに関しましては、品質管理室を中心に開催される会議、部門横断的に実施される経営会議において情報の共有化を図ると共に、速やかに対応責任者となる取締役等に報告する体制を確保いたしております。

法務案件等のリスクについては、法務担当がこれに対応し、特に重要と認められるものについては、顧問弁護士等の意見を聴取することで不測のリスクを事前に回避する体制を確保いたしております。

その他のリスクについても、代表取締役は、取締役、使用人に対して、業務執行において適切にリスクを管理するように指導いたしております。

d．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

代表取締役社長が取締役会の議長を務め、経営上の重要事項について迅速な意思決定を行うと共に、適切・効率的な業務執行を推進し、業務執行の監督をいたしております。

経営意思決定の迅速化と責任の明確化を図るという観点から、管掌役員制度を継続いたしております。

e．使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

全社の組織が小規模であることを鑑み、代表取締役社長が経営会議等の会議に積極的に参加し、コンプライアンスや当社を取り巻くリスクとその管理について把握し、その対応のために必要と考えられる体制を整備いたしております。

監査役による日々の監査に加え、代表取締役社長の指示による内部監査をより充実させ、定期的に事業活動の適法性、適正性の検証をするための体制を強化いたしております。

f．会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

子会社及び関連会社の業務執行の適正性及び効率性については、当社の取締役及び監査役がそれぞれの会社の役員を兼務し取締役会に出席し、管理・監督を実施いたしております。また、それぞれの会社の財政状態及び

経営成績の把握については、当社管理部門において、毎月必要な会計情報等を入手し、その把握を行い、必要な場合は対応責任者となる取締役等に報告する体制を確保いたしております。

- g．監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査役がその職務を補助すべき使用人に関しては、監査役から求められた場合は、監査役補助者を設置することができる体制を確保いたしております。
- h．前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査役補助者を設置した場合は、監査役補助者の人事考課は監査役が行い、監査役補助者の任命、解任、人事異動、賃金等の改定については監査役の同意を得た上で代表取締役が決定することとし、取締役からの独立性を確保いたしております。
- i．取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
監査役が、監査役が職務の執行に必要な事項に関して、随時取締役及び使用人に対して報告を求めることができる体制を確保いたしております。
監査役が、随時取締役と意見交換の機会を持つこと、重要な会議へ出席し意見を述べること及び重要情報を入手できる体制を確保いたしております。
監査役が、内部監査担当者及び会計監査人と連携することができる体制を確保いたしております。
- j．その他監査役の監査が実効的に行われていることを確保するための体制
内部監査担当者と監査役との連携
内部監査担当者が内部監査計画策定時及び内部監査実施後に監査役と協議できる体制を確保いたしております。
外部専門家の起用
監査役は、監査の実施に当たり必要と認めるときは、弁護士、公認会計士等の外部専門家を独自に起用することができる体制を確保いたしております。

内部監査及び監査役監査の状況

各監査役は、監査役会の定めた監査計画、監査の方針等に従い、会社の組織体制、管理体制、会社諸規程の整備・運用状況等の監査を通じ、取締役の業務執行に関する適法性監査、内部統制システムの状況の監視および検証を行っております。監査役は、定例の監査役会において、相互に職務の状況について報告を行うことにより監査業務の認識を共有化しております。また、監査役は、会計監査人より年間監査計画の説明を受けるとともに、期末監査終了時点で監査実施状況の報告や情報交換を行うことにより、情報の共有化ならびに監査の質・効果・効率の向上を図るよう努めております。

内部監査につきましては、内部統制システムの一環として社長が指名した内部監査責任者が2名の内部監査担当者を指名し、社内の各業務が定められた諸規程、諸制度に従って合理的、効果的に遂行されているか、及び、経営上の決定事項がその目的に従い正しく遂行されているかどうかの監査を内部監査計画に基づき実施しております。

監査役監査と内部監査との連携につきましては、監査計画について事前に協議を行うほか、親密な情報交換を行うことにより、個々の監査を効率的かつ効果的に実施するよう努めております。また、内部監査につきましては、会計監査人と意見交換を頻繁に行うことにより、実効性の高い監査を実施し、コンプライアンス経営に寄与するよう努めております。

なお、社外監査役竹原相光氏は公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

社外取締役及び社外監査役

当社は、監査役4名のうち社外監査役2名（うち独立役員1名）を選任しており、現状の体制で経営監視機能を十分に果たしていると判断しているため、社外取締役を選任しておりません。また、社外監査役の重要な兼職先と当社との間に特別の利害関係はございません。なお、社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係につきましては、上記と同様であります。

役員報酬等

イ．役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別総額(千円)				対象となる役 員の員数 (人)
		基本報酬	ストック オプション	賞与	退職慰労金	
取締役	141,503	124,785	16,718	-	-	5
監査役 (社外監査役を除く)	6,600	6,600	-	-	-	2
社外役員(注)	7,200	7,200	-	-	-	2

(注) 社外監査役であります。

ロ．役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法

取締役の報酬限度額は、平成20年10月29日開催の第9回定時株主総会の決議により、定額報酬年額300,000千円以内、ストックオプションAプランに基づく報酬年額100,000千円以内、ストックオプションBプランに基づく報酬年額50,000千円以内となっております。各取締役の報酬額は、各取締役の責任や職務分掌及び職務執行の状況等を勘案して適性と考えられる額を取締役会決議により決定しております。

監査役の報酬限度額は、平成20年10月29日開催の第9回定時株主総会の決議により、定額報酬年額40,000千円以内、ストックオプションAプランに基づく報酬年額20,000千円以内、ストックオプションBプランに基づく報酬年額20,000千円以内となっております。各監査役の報酬額は、監査役会の協議により決定することとしております。

株式の保有状況

イ．投資株式のうち保有目的が純投資以外の目的であるものの銘柄数及び貸借対照表計上額の合計額

銘柄数	7銘柄
貸借対照表計上額の合計額	215,526千円

ロ．保有目的が純投資目的以外である投資株式の銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的
該当事項はありません。

会計監査の状況

会計監査におきましては、独立監査人としての会計監査を有限責任監査法人トーマツに委託しており、内部監査担当者及び監査役と連携し、独立した立場からの公正不偏の監査が実施されております。

イ．業務を執行した公認会計士の氏名、所属する監査法人及び継続監査年数

業務を執行した公認会計士の氏名	所属する監査法人
津田 良洋	有限責任監査法人トーマツ
香川 順	有限責任監査法人トーマツ

(注) 継続監査年数が7年を超えないため記載を省略しております。

ロ．監査業務に係る補助者の構成

公認会計士	その他
6名	2名

取締役の定数

当社の取締役は10名以内とする旨定款に定めております。

取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定めております。また、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする旨定款に定めております。

株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは株主総会における決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

中間配当の決定機関

当社は、取締役会の決議によって毎年1月31日の最終の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる旨定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものであります。

自己の株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨定款に定めております。これは、経済環境の変化に対応した機動的な資本政策を遂行することを目的とするものであります。

取締役及び監査役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の取締役（取締役であった者を含む）及び監査役（監査役であった者を含む）の損害賠償責任を法令の限度において、免除することができる旨定款に定めております。これは、取締役及び監査役が職務を遂行するにあたり、その能力を十分に発揮して、期待される役割を果たしうる環境を整備することを目的とするものであります。

責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定により、各社外監査役との間で、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低限度額であります。

(2) 【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
提出会社	19,500	-	21,000	-
連結子会社	-	-	-	-
計	19,500	-	21,000	-

【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

該当事項はありません。

【監査報酬の決定方針】

監査日数等を勘案した上で決定しております。

第5【経理の状況】

1．連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

前連結会計年度（平成20年8月1日から平成21年7月31日まで）は、改正前の連結財務諸表規則に基づき、当連結会計年度（平成21年8月1日から平成22年7月31日まで）は、改正後の連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

前事業年度（平成20年8月1日から平成21年7月31日まで）は、改正前の財務諸表等規則に基づき、当事業年度（平成21年8月1日から平成22年7月31日まで）は、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前連結会計年度（平成20年8月1日から平成21年7月31日まで）の連結財務諸表及び前事業年度（平成20年8月1日から平成21年7月31日まで）の財務諸表並びに当連結会計年度（平成21年8月1日から平成22年7月31日まで）の連結財務諸表及び当事業年度（平成21年8月1日から平成22年7月31日まで）の財務諸表について有限責任監査法人トーマツにより監査を受けております。

1【連結財務諸表等】
(1)【連結財務諸表】
【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成21年7月31日)	当連結会計年度 (平成22年7月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,248,264	4,364,743
売掛金	269,202	355,858
有価証券	1,999,643	-
繰延税金資産	16,946	6,005
その他	859,219	358,009
貸倒引当金	15,313	13,741
流動資産合計	4,377,962	5,070,874
固定資産		
有形固定資産		
建物	17,103,912	17,814,151
減価償却累計額	1,980,546	3,112,175
建物(純額)	₁ 15,123,366	₁ 14,701,976
機械及び装置	188,556	238,628
減価償却累計額	109,168	140,407
機械及び装置(純額)	79,388	98,220
工具、器具及び備品	1,819,889	2,066,673
減価償却累計額	720,243	1,016,488
工具、器具及び備品(純額)	1,099,646	1,050,184
リース資産	1,587,322	3,921,413
減価償却累計額	121,329	653,112
リース資産(純額)	1,465,993	3,268,300
建設仮勘定	608,992	165,321
有形固定資産合計	18,377,387	19,284,003
無形固定資産		
のれん	-	75,759
その他	-	302,270
無形固定資産合計	313,356	378,029
投資その他の資産		
投資有価証券	₂ 301,438	215,526
長期貸付金	74,813	75,272
繰延税金資産	86,811	100,772
差入保証金	921,842	922,237
その他	904,341	872,340
貸倒引当金	90,912	91,051
投資その他の資産合計	2,198,335	2,095,096
固定資産合計	20,889,079	21,757,129
資産合計	25,267,042	26,828,004

	前連結会計年度 (平成21年7月31日)	当連結会計年度 (平成22年7月31日)
負債の部		
流動負債		
短期借入金	2,270,000	230,000
1年内返済予定の長期借入金	1 2,211,640	1 2,671,840
リース債務	293,451	794,587
未払金	395,374	587,100
未払法人税等	16,711	256,729
賞与引当金	65,044	63,708
その他	663,744	1,104,527
流動負債合計	5,915,966	5,708,494
固定負債		
長期借入金	1 12,354,890	1 12,297,850
リース債務	1,176,254	2,497,730
固定負債合計	13,531,144	14,795,580
負債合計	19,447,111	20,504,074
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,717,946	2,723,946
資本剰余金	1,653,007	1,659,007
利益剰余金	1,603,382	2,195,595
自己株式	231,065	354,184
株主資本合計	5,743,270	6,224,365
新株予約権	75,853	98,533
少数株主持分	807	1,030
純資産合計	5,819,930	6,323,929
負債純資産合計	25,267,042	26,828,004

【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成20年 8月 1日 至 平成21年 7月 31日)	当連結会計年度 (自 平成21年 8月 1日 至 平成22年 7月 31日)
売上高	7,866,000	9,731,254
売上原価	5,978,057	7,261,937
売上総利益	1,887,943	2,469,316
販売費及び一般管理費	1,007,300 ₁	1,092,402 ₁
営業利益	880,643	1,376,914
営業外収益		
受取利息	25,234	18,110
受取配当金	275	286
還付加算金	-	7,141
その他	2,641	2,269
営業外収益合計	28,151	27,807
営業外費用		
支払利息	246,603	325,462
持分法による投資損失	24,275	8,283
その他	628	-
営業外費用合計	271,507	333,746
経常利益	637,286	1,070,975
特別利益		
投資有価証券売却益	107,093	-
関係会社株式売却益	-	42,830
その他	1,435	1,636
特別利益合計	108,529	44,467
特別損失		
固定資産除却損	8,364 ₂	6,352 ₂
投資有価証券売却損	-	4,471
投資有価証券評価損	46,477	74,660
貸倒引当金繰入額	50,299	-
事務所移転費用	13,000	-
その他	-	1,693
特別損失合計	118,140	87,177
税金等調整前当期純利益	627,675	1,028,264
法人税、住民税及び事業税	310,642	399,012
法人税等調整額	19,343	655
法人税等合計	291,298	399,668
少数株主利益又は少数株主損失()	192	223
当期純利益	336,569	628,373

【連結株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成20年 8月 1日 至 平成21年 7月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年 8月 1日 至 平成22年 7月31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	2,711,696	2,717,946
当期変動額		
新株の発行	6,250	6,000
当期変動額合計	6,250	6,000
当期末残高	2,717,946	2,723,946
資本剰余金		
前期末残高	1,646,757	1,653,007
当期変動額		
新株の発行	6,250	6,000
当期変動額合計	6,250	6,000
当期末残高	1,653,007	1,659,007
利益剰余金		
前期末残高	1,347,557	1,603,382
当期変動額		
剰余金の配当	-	99,343
当期純利益	336,569	628,373
自己株式の処分	80,744	8,200
持分法の適用範囲の変動	-	71,383
当期変動額合計	255,824	592,213
当期末残高	1,603,382	2,195,595
自己株式		
前期末残高	261,178	231,065
当期変動額		
自己株式の取得	74,632	147,818
自己株式の処分	104,744	24,700
当期変動額合計	30,112	123,118
当期末残高	231,065	354,184
株主資本合計		
前期末残高	5,444,833	5,743,270
当期変動額		
新株の発行	12,500	12,000
剰余金の配当	-	99,343
当期純利益	336,569	628,373
自己株式の取得	74,632	147,818
自己株式の処分	24,000	16,500
持分法の適用範囲の変動	-	71,383
当期変動額合計	298,436	481,094
当期末残高	5,743,270	6,224,365

	前連結会計年度 (自 平成20年 8月 1日 至 平成21年 7月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年 8月 1日 至 平成22年 7月31日)
新株予約権		
前期末残高	57,572	75,853
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	18,280	22,679
当期変動額合計	18,280	22,679
当期末残高	75,853	98,533
少数株主持分		
前期末残高	192	807
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	614	223
当期変動額合計	614	223
当期末残高	807	1,030
純資産合計		
前期末残高	5,502,599	5,819,930
当期変動額		
新株の発行	12,500	12,000
剰余金の配当	-	99,343
当期純利益	336,569	628,373
自己株式の取得	74,632	147,818
自己株式の処分	24,000	16,500
持分法の適用範囲の変動	-	71,383
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	18,894	22,903
当期変動額合計	317,331	503,998
当期末残高	5,819,930	6,323,929

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成20年 8月 1日 至 平成21年 7月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年 8月 1日 至 平成22年 7月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	627,675	1,028,264
減価償却費	1,188,303	2,099,480
のれん償却額	4,576	6,882
株式報酬費用	18,280	22,679
貸倒引当金の増減額（ は減少）	46,563	5,329
賞与引当金の増減額（ は減少）	17,548	1,335
受取利息及び受取配当金	25,509	18,396
支払利息	246,603	325,462
持分法による投資損益（ は益）	24,275	8,283
投資有価証券売却損益（ は益）	107,093	4,471
関係会社株式売却損益（ は益）	-	42,830
固定資産除却損	8,364	6,352
投資有価証券評価損益（ は益）	46,477	74,660
移転費用	13,000	-
売上債権の増減額（ は増加）	64,261	113,897
未収消費税等の増減額（ は増加）	506,902	508,918
未払金の増減額（ は減少）	67,373	171,697
前受金の増減額（ は減少）	-	389,813
その他	37,511	5,714
小計	1,508,039	4,470,122
利息及び配当金の受取額	12,016	2,818
利息の支払額	222,098	332,856
移転費用の支払額	13,000	-
法人税等の支払額	810,157	151,871
営業活動によるキャッシュ・フロー	474,800	3,988,213
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	8,269,579	1,369,316
有形固定資産の売却による収入	2,792,869	852,463
無形固定資産の取得による支出	198,619	62,339
投資有価証券の取得による支出	31,900	16,500
投資有価証券の売却による収入	504,038	39,211
関係会社株式の売却による収入	-	90,000
事業譲受による支出	-	42,667
貸付金の回収による収入	13,523	4,700
差入保証金の差入による支出	4,515	6,004
差入保証金の回収による収入	65,484	5,609
その他	9,181	-
投資活動によるキャッシュ・フロー	5,137,878	504,843

	前連結会計年度 (自 平成20年 8月 1日 至 平成21年 7月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年 8月 1日 至 平成22年 7月31日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入れによる収入	12,600,000	-
短期借入金の返済による支出	14,830,000	2,040,000
長期借入れによる収入	10,200,000	2,617,800
長期借入金の返済による支出	917,840	2,214,640
株式の発行による収入	12,500	12,000
自己株式の処分による収入	24,000	16,500
自己株式の取得による支出	74,632	147,818
配当金の支払額	-	98,897
リース債務の返済による支出	117,616	511,478
財務活動によるキャッシュ・フロー	6,896,411	2,366,533
現金及び現金同等物の増減額 (は減少)	2,233,332	1,116,835
現金及び現金同等物の期首残高	1,014,574	3,247,907
現金及び現金同等物の期末残高	3,247,907	4,364,743

【連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

項目	前連結会計年度 (自 平成20年 8月 1日 至 平成21年 7月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年 8月 1日 至 平成22年 7月31日)
1. 連結の範囲に関する事項	連結子会社の数 2社 連結子会社の名称 (株)ビットサーフ (株)テラス	連結子会社の数 2社 連結子会社の名称 同左
2. 持分法の適用に関する事項	(1) 持分法適用の関連会社の数 1社 持分法適用の関連会社の名称 (株)クララオンライン (株)クララオンラインについては、決算日が連結決算日と異なるため、持分法の適用に際しては、同社の事業年度に係る財務諸表又は四半期会計期間に係る四半期財務諸表を使用しております。 (2) 持分法適用の手続きについて特に記載する必要があると認められる事項 (株)メディアイノベーションについては、当社が実施した自己株式取得の結果、当社の議決権所有割合が上昇し平成20年8月12日に当社の関連会社となりました。その後、平成20年11月25日に(株)アミーズマネジメントが実施する公開買付けに応募し、(株)メディアイノベーションの株式の一部を譲渡した結果、議決権所有割合が低下したため当社の関連会社ではなくなりました。従って、財務及び営業又は事業の方針決定に対する影響が一時的であると認められるため、当連結会計年度において持分法の適用範囲から除いております。	(1) 持分法適用の関連会社の数 1社 持分法適用の関連会社の名称 (株)クララオンライン (株)クララオンラインについては、決算日が連結決算日と異なるため、持分法の適用に際しては、同社の事業年度に係る財務諸表又は四半期会計期間に係る四半期財務諸表を使用しております。 (2) 持分法適用の手続きについて特に記載する必要があると認められる事項 (株)クララオンラインについては、平成22年3月に当社が所有する株式の一部を売却し、当社議決権所有割合が14.17%となり、関連会社ではなくなったため、第3四半期連結会計期間末において持分法適用の範囲から除外しております。
3. 連結子会社の事業年度等に関する事項	すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。	同左

項目	前連結会計年度 (自 平成20年 8月 1日 至 平成21年 7月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年 8月 1日 至 平成22年 7月31日)
<p>4. 会計処理基準に関する事項</p> <p>(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法</p> <p>(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法</p>	<p>有価証券 満期保有目的の債券 償却原価法を採用しております。</p> <p>その他有価証券 時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。</p> <p>関係会社株式 移動平均法による原価法を採用しております。</p> <p>たな卸資産 商品 主として個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。 （会計方針の変更） 当連結会計年度より「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第9号 平成18年7月5日公表分）を適用しております。これによる損益に与える影響はありません。</p> <p>有形固定資産（リース資産を除く） 建物、データセンター部門の建物付属設備については定額法、それ以外の有形固定資産については定率法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物 38年 建物付属設備 6～18年 無形固定資産（リース資産を除く） 定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 自社利用のソフトウェア 5年 市場販売目的のソフトウェア 3年 リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。 なお、リース契約上に残価保証の取り決めがあるものについては、残価保証額を残存価額としております。</p>	<p>有価証券 満期保有目的の債券 同左</p> <p>その他有価証券 時価のないもの 同左</p> <p>関係会社株式 同左</p> <p>たな卸資産 商品 主として個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。</p> <p>有形固定資産（リース資産を除く） 同左</p> <p>無形固定資産（リース資産を除く） 同左</p> <p>リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 同左</p>

項目	前連結会計年度 (自平成20年8月1日 至平成21年7月31日)	当連結会計年度 (自平成21年8月1日 至平成22年7月31日)
<p>(3) 重要な引当金の計上基準</p> <p>(4) 重要なヘッジ会計の方法</p> <p>(5) その他連結財務諸表作成のための重要な事項</p>	<p>貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>賞与引当金 従業員の賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。</p> <p>ヘッジ会計の方法 特例処理の要件を満たしている金利スワップ取引について、当該特例処理によっております。</p> <p>ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段...金利スワップ ヘッジ対象...借入金利息 ヘッジ方針 当社所定の社内承認手続きを行った上で、借入金利息の金利変動リスクを回避する目的により金利スワップを利用しております。</p> <p>ヘッジの有効性評価の方法 金利スワップについては、特例処理によっているため、有効性の評価を省略しております。</p> <p>消費税等の会計処理 税抜方式によっております。</p>	<p>貸倒引当金 同左</p> <p>賞与引当金 同左</p> <p>ヘッジ会計の方法 同左</p> <p>ヘッジ手段とヘッジ対象 同左</p> <p>ヘッジ方針 同左</p> <p>ヘッジの有効性評価の方法 同左</p> <p>消費税等の会計処理 同左</p>
<p>5. 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項</p>	<p>全面時価評価法を採用しております。</p>	<p>同左</p>
<p>6. のれん及び負ののれんの償却に関する事項</p>	<p>のれんの償却については、5年間の定額法により償却を行っております。</p>	<p>同左</p>
<p>7. 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲</p>	<p>手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。</p>	<p>同左</p>

【連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更】

前連結会計年度 (自 平成20年 8月 1日 至 平成21年 7月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年 8月 1日 至 平成22年 7月31日)
<p>(リース取引に関する会計基準)</p> <p>所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当連結会計年度より「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会 会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))を適用し、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p> <p>なお、リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用しております。</p> <p>これによる損益に与える影響は軽微であります。</p>	<p>-</p> <p>(完成工事高及び完成工事原価の計上基準)</p> <p>請負工事等にかかる収益の計上基準については、従来、工事完成基準を適用しておりましたが、当連結会計年度より「工事契約に関する会計基準」(企業会計基準第15号 平成19年12月27日)及び「工事契約に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第18号 平成19年12月27日)を適用し、当連結会計年度に着手した本会計基準の範囲に該当する契約から、当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる契約については工事進行基準(工事の進捗率の見積りは原価比例法)を、その他の契約については工事完成基準を適用しております。</p> <p>これによる損益への影響はありません。</p>

【表示方法の変更】

前連結会計年度 (自 平成20年 8月 1日 至 平成21年 7月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年 8月 1日 至 平成22年 7月31日)
<p>(連結貸借対照表)</p> <p>前連結会計年度まで流動負債の「短期借入金」に含めて表示しておりました「1年内返済予定の長期借入金」は、当連結会計年度において資産の総額の100分の5を超えたため区分掲記しました。</p> <p>なお、前連結会計年度の「1年内返済予定の長期借入金」は712,840千円であります。</p> <p>(連結損益計算書)</p> <p>前連結会計年度まで区分掲記しておりました「受取手数料」(当連結会計年度は516千円)は、営業外収益の総額の100分の10以下となったため、営業外収益の「その他」に含めて表示することにしました。</p> <p>(連結キャッシュ・フロー計算書)</p> <p>営業活動によるキャッシュ・フローの「未収消費税等の増減額(は増加)」は、前連結会計年度まで「その他」に含めて表示しておりましたが、金額的重要性が増したため区分掲記しております。</p> <p>なお、前連結会計年度の「その他」に含まれている「未収消費税等の増減額(は増加)」は107,287千円であります。</p>	<p>(連結貸借対照表)</p> <p>前連結会計年度まで「無形固定資産」に含めて表示しておりました「のれん」は、当連結会計年度において金額的重要性が増したことから区分掲記しました。</p> <p>なお、前連結会計年度の「のれん」は、15,775千円であります。</p> <p>(連結損益計算書)</p> <p>前連結会計年度において、営業外収益の「その他」に含めて表示しておりました「還付加算金」は、営業外収益の総額の100分の10を超えたため、当連結会計年度では区分掲記しました。</p> <p>なお、前連結会計年度の営業外収益の「その他」に含まれる「還付加算金」は24千円であります。</p> <p>(連結キャッシュ・フロー計算書)</p> <p>営業活動によるキャッシュ・フローの「前受金の増減額(は減少)」は、前連結会計年度まで「その他」に含めて表示しておりましたが、金額的重要性が増したため区分掲記しております。</p> <p>なお、前連結会計年度の「その他」に含まれている「前受金の増減額(は減少)」は142,022千円であります。</p>

【注記事項】

(連結貸借対照表関係)

前連結会計年度 (平成21年7月31日)	当連結会計年度 (平成22年7月31日)
1 担保に供している資産及び担保を付している債務	1 担保に供している資産及び担保を付している債務
(1) 担保に供している資産	(1) 担保に供している資産
建物 1,433,715千円	建物 1,336,550千円
(2) 担保を付している債務	(2) 担保を付している債務
1年内返済予定の長期借入金 57,240千円	1年内返済予定の長期借入金 57,240千円
長期借入金 2,855,790千円	長期借入金 2,798,550千円
2 関連会社に対するものは次の通りであります。	-
投資有価証券(株式) 134,069千円	

(連結損益計算書関係)

前連結会計年度 (自平成20年8月1日 至平成21年7月31日)	当連結会計年度 (自平成21年8月1日 至平成22年7月31日)
1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。	1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。
役員報酬 141,040千円	役員報酬 141,585千円
給与手当 284,475千円	給与手当 341,221千円
地代家賃 123,357千円	地代家賃 108,170千円
賞与引当金繰入額 31,223千円	賞与引当金繰入額 25,241千円
貸倒引当金繰入額 340千円	貸倒引当金繰入額 5,329千円
2 固定資産除却損の内容は、次のとおりであります。	2 固定資産除却損の内容は、次のとおりであります。
建物 8,311千円	機械及び装置 484千円
ソフトウェア 52千円	工具、器具及び備品 5,867千円

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自平成20年8月1日至平成21年7月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計年度末 株式数(株)	当連結会計年度増加 株式数(株)	当連結会計年度減少 株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式(注1)	167,970	250	-	168,220
合計	167,970	250	-	168,220
自己株式				
普通株式(注2,3)	3,040	807	1,200	2,647
合計	3,040	807	1,200	2,647

- (注) 1. 普通株式の発行済株式総数の増加250株は、新株予約権の行使による新株発行によるものであります。
2. 自己株式の株式数の増加807株は、会社法第165条第2項の規定によるものであります。
3. 自己株式の株式数の減少1,200株は、新株予約権行使に伴う処分によるものであります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権 の目的とな る株式の種 類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (千円)
			前連結会計 年度末	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社 (親会社)	ストック・オプションと しての新株予約権	-	-	-	-	-	75,853
連結子会社	-	-	-	-	-	-	-
	合計	-	-	-	-	-	75,853

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成21年10月28日 定時株主総会	普通株式	99,343	利益剰余金	600	平成21年7月31日	平成21年10月29日

当連結会計年度（自 平成21年 8月1日 至 平成22年 7月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計年度末 株式数（株）	当連結会計年度増加 株式数（株）	当連結会計年度減少 株式数（株）	当連結会計年度末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式（注1）	168,220	240	-	168,460
合計	168,220	240	-	168,460
自己株式				
普通株式（注2,3）	2,647	2,415	330	4,732
合計	2,647	2,415	330	4,732

（注）1. 普通株式の発行済株式総数の増加240株は、新株予約権の行使による新株発行によるものであります。

2. 自己株式の株式数の増加2,415株は、会社法第165条第2項の規定によるものであります。

3. 自己株式の株式数の減少330株は、新株予約権行使に伴う処分によるものであります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権 の目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当連結会計 年度末残高 （千円）
			前連結会計 年度末	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社 （親会社）	ストック・オプションと しての新株予約権	-	-	-	-	-	98,533
連結子会社	-	-	-	-	-	-	-
	合計	-	-	-	-	-	98,533

3. 配当に関する事項

（1）配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 （千円）	1株当たり 配当額 （円）	基準日	効力発生日
平成21年10月28日 定時株主総会	普通株式	99,343	600	平成21年 7月31日	平成21年10月29日

（2）基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 （千円）	配当の原資	1株当たり 配当額 （円）	基準日	効力発生日
平成22年10月25日 定時株主総会	普通株式	163,728	利益剰余金	1,000	平成22年 7月31日	平成22年10月26日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前連結会計年度 (自 平成20年 8月 1日 至 平成21年 7月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年 8月 1日 至 平成22年 7月31日)										
<p>1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成21年 7月31日現在) (千円)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">現金及び預金勘定</td> <td style="text-align: right;">1,248,264</td> </tr> <tr> <td>取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資(有価証券)</td> <td style="text-align: right;">1,999,643</td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">3,247,907</td> </tr> </table> <p>2 重要な非資金取引の内容 当連結会計年度に新たに計上したファイナンス・リース取引に係る資産及び債務の額は、それぞれ1,587,322千円であります。</p>	現金及び預金勘定	1,248,264	取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資(有価証券)	1,999,643	現金及び現金同等物	3,247,907	<p>1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成22年 7月31日現在) (千円)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">現金及び預金勘定</td> <td style="text-align: right;">4,364,743</td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">4,364,743</td> </tr> </table> <p>2 重要な非資金取引の内容 当連結会計年度に新たに計上したファイナンス・リース取引に係る資産及び債務の額は、それぞれ2,334,090千円であります。</p>	現金及び預金勘定	4,364,743	現金及び現金同等物	4,364,743
現金及び預金勘定	1,248,264										
取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資(有価証券)	1,999,643										
現金及び現金同等物	3,247,907										
現金及び預金勘定	4,364,743										
現金及び現金同等物	4,364,743										

(リース取引関係)

前連結会計年度 (自平成20年8月1日 至平成21年7月31日)					当連結会計年度 (自平成21年8月1日 至平成22年7月31日)				
<p>1. ファイナンス・リース取引(借主側) 所有権移転外ファイナンス・リース取引</p> <p>(1) リース資産の内容 有形固定資産 主としてデータセンター設備等(「建物」、「機械及び装置」、「工具、器具及び備品」)であります。</p> <p>(2) リース資産の減価償却の方法 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 「4. 会計処理基準に関する事項(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。 なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が、平成20年7月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は次のとおりであります。 リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額</p>					<p>1. ファイナンス・リース取引(借主側) 所有権移転外ファイナンス・リース取引</p> <p>(1) リース資産の内容 有形固定資産 同左</p> <p>(2) リース資産の減価償却の方法 同左</p> <p>リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額</p>				
	建物 (千円)	機械及び 装置 (千円)	工具、器具 及び備品 (千円)	合計 (千円)		建物 (千円)	機械及び 装置 (千円)	工具、器具 及び備品 (千円)	合計 (千円)
取得価額 相当額	751,819	413,525	897,961	2,063,305	取得価額 相当額	728,081	309,995	612,733	1,650,810
減価償却 累計額相 当額	165,023	225,046	442,750	832,820	減価償却 累計額相 当額	209,498	195,177	329,140	733,817
期末残高 相当額	586,795	188,478	455,210	1,230,484	期末残高 相当額	518,583	114,817	283,592	916,992
<p>未経過リース料期末残高相当額</p> <p>1年内 314,156千円</p> <p>1年超 933,739千円</p> <p>合計 1,247,895千円</p> <p>支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額</p> <p>支払リース料 392,723千円</p> <p>減価償却費相当額 356,192千円</p> <p>支払利息相当額 39,103千円</p> <p>減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。</p>					<p>未経過リース料期末残高相当額</p> <p>1年内 224,043千円</p> <p>1年超 716,288千円</p> <p>合計 940,331千円</p> <p>支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額</p> <p>支払リース料 344,940千円</p> <p>減価償却費相当額 310,486千円</p> <p>支払利息相当額 31,491千円</p> <p>減価償却費相当額の算定方法 同左</p> <p>利息相当額の算定方法 同左</p>				
<p>2. オペレーティング・リース取引(借主側)</p> <p>未経過リース料(注)</p> <p>1年内 878,439千円</p> <p>1年超 11,692,853千円</p> <p>合計 12,571,293千円</p> <p>(注)第4データセンター賃貸借契約に基づく、未経過賃料を含みます。</p>					<p>2. オペレーティング・リース取引(借主側)</p> <p>未経過リース料(注)</p> <p>1年内 850,760千円</p> <p>1年超 11,414,632千円</p> <p>合計 12,265,392千円</p> <p>(注)第4データセンター賃貸借契約に基づく、未経過賃料を含みます。</p>				

(金融商品関係)

当連結会計年度(自平成21年8月1日至平成22年7月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

資金調達については資金計画・設備投資計画に照らして、必要な資金を銀行借入およびリースにより調達しております。資金運用については流動性を重視し、運用期間を短期とすることにより、市場リスクを極力回避しております。デリバティブ取引は、借入金の金利変動リスクをヘッジするために利用し、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスクと管理体制

営業債権である売掛金及び貸付金や差入保証金は、顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては信用調査機関の情報や開示資料をもとに与信管理規程にもとづき、与信限度額の設定をしております。また定期的に期日管理および残高管理を行っており、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。有価証券および投資有価証券は、市場リスクや信用リスクに晒されますが、定期的に時価や発行体(取引先企業)の財務状況等を把握し、また、満期保有目的の債券以外のものについては、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を定期的に見直しております。

債務である未払金や借入金は流動性リスクに晒されていますが、設備投資計画等に基づき、適時資金計画を策定し、金融環境等に応じて一定の手許流動性を維持することにより管理しております。

変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されていますが、このうち一部については、支払金利の変動リスクをヘッジするために金利スワップ取引を利用しています。ヘッジの有効性の評価方法については、金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、その判定をもって有効性の評価を省略しています。デリバティブ取引の執行・管理については、デリバティブ管理規程に従って行っております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。また、「デリバティブ取引関係」注記におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成22年7月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません(注)2.参照)。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	4,364,743	4,364,743	-
(2) 売掛金	355,858		
貸倒引当金(1)	13,741		
	342,116	342,116	-
(3) 長期貸付金	75,272		
貸倒引当金(2)	75,272		
	-	-	-
(4) 差入保証金	119,824	93,751	26,073
資産計	4,826,683	4,800,610	26,073
(1) 未払金	587,100	587,100	-
(2) 短期借入金	230,000	230,000	-
(3) 未払法人税等	256,729	256,729	-
(4) 長期借入金 (1年内返済予定を含む)	14,969,690	15,042,275	72,585
(5) リース債務 (1年内返済予定を含む)	3,292,318	3,298,674	6,355
負債計	19,335,838	19,414,779	78,940

(1) 売掛金に計上している貸倒引当金を控除しております。

(2) 長期貸付金に計上している貸倒引当金を控除しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法及びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

すべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 長期貸付金

長期貸付金については、回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としております。

(4) 差入保証金

合理的に見積した返還予定時期に基づき、国債の利回り等適切な利率で割り引いた現在価値により算出しております。

負債

(1) 未払金、(2) 短期借入金、(3) 未払法人税等

すべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 長期借入金、(5) リース債務

長期借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映することから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価格によっております。固定金利によるもの及びリース債務については、元利金の合計額を、新規に同様の借入又はリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

デリバティブ取引

注記事項「デリバティブ取引関係」をご参照ください。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額 (千円)
投資有価証券 非上場株式	215,526
差入保証金	802,412

これらについては、市場価格がなく、かつ、合理的な将来キャッシュ・フローを見積ることが極めて困難と認められるため、時価開示の対象とはしておりません。

3. 金銭債権及び満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	4,364,743	-	-	-
売掛金	355,858	-	-	-
合計	4,720,601	-	-	-

長期貸付金のうち、償還予定額が見込めない175,272千円は含めておりません。

4. 借入金及びリース債務の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
短期借入金	230,000	-	-	-
長期借入金(1年内返済予定を含む)	2,671,840	10,687,650	1,610,200	-
リース債務(1年内返済予定を含む)	794,587	2,190,158	307,571	-
合計	3,696,427	12,877,808	1,917,771	-

(追加情報)

当連結会計年度より、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 平成20年3月10日)及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日)を適用しております。

(有価証券関係)

前連結会計年度

1. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券(自平成20年8月1日至平成21年7月31日)

売却額(千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
504,038	107,093	-

2. 時価評価されていない主な有価証券の内容及び連結貸借対照表計上額(平成21年7月31日)

	連結貸借対照表計上額(千円)
(1) 満期保有目的の債券 コマーシャルペーパー	1,999,643
(2) その他有価証券 非上場株式	167,368

(注) 当連結会計年度において、その他有価証券の非上場株式について46,477千円の減損処理を行っております。

3. 当連結会計年度のその他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の今後の償還予定額(平成21年7月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
債券 コマーシャルペーパー	1,999,643	-	-	-
合計	1,999,643	-	-	-

当連結会計年度

1. その他有価証券(平成22年7月31日)

その他有価証券は、全て市場価格がなく時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式(連結貸借対照表計上額215,526千円)であります。

2. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券(自平成21年8月1日至平成22年7月31日)

種類	売却額(千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
株式	43,682	-	4,471

3. 減損処理を行った有価証券

当連結会計年度において、その他有価証券の非上場株式について74,660千円の減損処理を行っております。

(デリバティブ取引関係)

前連結会計年度

1. 取引の状況に関する事項(自平成20年8月1日至平成21年7月31日)

取引の内容

利用しているデリバティブ取引は、金利スワップ取引であります。

取引に対する取組方針

デリバティブ取引は、将来の金利変動によるリスク回避を目的としており、投機的な取引は行わない方針であります。

取引の利用目的

デリバティブ取引は、借入金利等の将来の金利市場における金利上昇による変動リスクを回避する目的で利用しております。なお、デリバティブ取引を利用してヘッジ会計を行っております。

(1)ヘッジ会計の方法

特例処理の要件を満たしている金利スワップ取引について、当該特例処理によっております。

(2)ヘッジ手段と対象

(ヘッジ手段) (ヘッジ対象)

金利スワップ 借入金利

取引に係るリスクの内容

金利スワップ取引は市場金利の変動によるリスクはほとんどないものと認識しております。

取引に係るリスク管理体制

デリバティブ取引の執行・管理については、取引の目的、範囲、権限等を定めた社内規程に従い、管理本部財務経理部長が取締役会の承認を得て行っております。

2. 取引の時価等に関する事項(平成21年7月31日)

金利スワップ取引について、いずれも特例処理を採用しておりますので、記載対象から除いております。

当連結会計年度(平成22年7月31日)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

該当事項はありません。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

金利関連

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (千円)	契約額等のうち 1年超 (千円)	時価 (千円)
金利スワップの特例 処理	金利スワップ取引 変動受取・固定支払	長期借入金	8,306,400	6,982,800	(注)

(注)金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

(退職給付関係)

前連結会計年度(自平成20年8月1日至平成21年7月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自平成21年8月1日至平成22年7月31日)

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

前連結会計年度(自平成20年8月1日至平成21年7月31日)

ストック・オプションの数につきましては、株式数に換算して記載しております。また、権利行使価格及び付与日における公正な評価単価につきましては、1株当たりの金額を記載しております。

1. スtock・オプションに係る当連結会計年度における費用計上額及び科目名

売上原価 3,586千円
販売費及び一般管理費 16,129千円

2. 権利不行使による失効により利益として計上した金額

特別利益 1,435千円

3. スtock・オプションの内容、規模及び変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第1回新株予約権	第3回新株予約権	第4回新株予約権	第5回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社役員 11名 当社従業員 9名 子会社従業員 2名 (注)	当社役員 4名 当社従業員 31名	当社役員 1名	当社役員 8名 当社従業員 52名
株式の種類別のストック・オプションの数	普通株式 4,900株	普通株式 5,000株	普通株式 300株	普通株式 2,100株
付与日	平成16年11月1日	平成17年9月15日	平成17年12月20日	平成18年12月13日
権利確定条件	該当事項はありません。	同左	同左	新株予約権付与時より権利確定時(平成20年10月26日)まで継続して当社または当社の関係会社の取締役、監査役または使用人であること。
対象勤務期間	該当事項はありません。	同左	同左	自平成18年12月13日至平成20年10月26日
権利行使期間	自平成18年5月19日至平成26年5月18日	自平成19年3月10日至平成27年3月9日	自平成19年10月26日至平成27年10月25日	自平成20年10月27日至平成28年10月26日

	第6回新株予約権	第7回新株予約権A	第7回新株予約権B	第7回新株予約権C
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 60名	当社役員 4名	当社役員 4名	当社従業員 74名
株式の種類別のストック・オプションの数	普通株式 400株	普通株式 165株	普通株式 235株	普通株式 600株
付与日	平成19年9月13日	平成20年12月24日	平成20年12月24日	平成20年12月24日
権利確定条件	新株予約権付与時より権利確定時(平成20年10月26日)まで継続して当社または当社の関係会社の取締役、監査役または使用人であること。	新株予約権付与時より権利確定時(平成22年12月24日)まで継続して当社または当社の関係会社の取締役、監査役または使用人であること。	新株予約権付与時より権利確定時(平成22年12月24日)まで継続して当社または当社の関係会社の取締役、監査役または使用人であること。	新株予約権付与時より権利確定時(平成22年12月24日)まで継続して当社または当社の関係会社の取締役、監査役または使用人であること。
対象勤務期間	自平成19年9月13日至平成20年10月26日	自平成20年12月24日至平成22年12月24日	自平成20年12月24日至平成22年12月24日	自平成20年12月24日至平成22年12月24日
権利行使期間	自平成20年10月27日至平成28年10月26日	自平成22年12月25日至平成30年12月24日	自平成22年12月25日至平成52年12月24日	自平成22年12月25日至平成30年12月24日

(注) 第6期中に子会社ではなくなり、当該ストック・オプションは消却しております。

(2) ストック・オプションの規模及び変動状況

ストック・オプションの数

	第1回新株予約権	第3回新株予約権	第4回新株予約権	第5回新株予約権
権利確定前 (株)				
前連結会計年度末	-	-	-	1,895
付与	-	-	-	-
失効	-	-	-	-
権利確定	-	-	-	1,895
未確定残	-	-	-	-
権利確定後 (株)				
前連結会計年度末	1,600	3,720	300	-
権利確定	-	-	-	1,895
権利行使	1,200	250	-	-
失効	-	-	-	110
未行使残	400	3,470	300	1,785

	第6回新株予約権	第7回新株予約権A	第7回新株予約権B	第7回新株予約権C
権利確定前 (株)				
前連結会計年度末	345	-	-	-
付与	-	165	235	600
失効	-	-	-	20
権利確定	345	-	-	-
未確定残	-	165	235	580
権利確定後 (株)				
前連結会計年度末	-	-	-	-
権利確定	345	-	-	-
権利行使	-	-	-	-
失効	25	-	-	-
未行使残	320	-	-	-

単価情報

	第1回新株予約権	第3回新株予約権	第4回新株予約権	第5回新株予約権
権利行使価格 (円)	20,000	50,000	50,000	116,963
行使時平均株価 (円)	72,042	72,916	-	-
公正な評価単価 (付与日) (円)	-	-	-	34,213

	第6回新株予約権	第7回新株予約権A	第7回新株予約権B	第7回新株予約権C
権利行使価格 (円)	65,271	1	1	71,016
行使時平均株価 (円)	-	-	-	-
公正な評価単価 (付与日) (円)	13,410	62,999	62,999	23,421

4. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与されたストック・オプションについての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

使用した評価技法、主な基礎数値及び見積方法

	第7回新株予約権A	第7回新株予約権B	第7回新株予約権C
使用した評価技法	ブラック・ショールズ モデル	ブラック・ショールズ モデル	モンテカルロ・ シミュレーション
株価変動性(注)1	64.30%	64.30%	64.30%
予想残存期間(注)2	6.00年	17.00年	6.00年
予想配当(注)3	- 円/株	- 円/株	- 円/株
無リスク利子率(注)4	0.832%	1.798%	0.832%

(注)1. 2年6ヶ月(平成18年7月~平成20年12月)の株価実績に基づき算定しております。

2. 権利行使期間の中間点において行使されるものと推定し見積もっております。

3. 平成20年7月期の配当実績によっております。

4. 予想残存期間に対応する国債の利回りであります。

5. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

過去の退職率の実績に基づき、権利不確定による失効数を見積もっております。

当連結会計年度（自平成21年8月1日至平成22年7月31日）

ストック・オプションの数につきましては、株式数に換算して記載しております。また、権利行使価格及び付与日における公正な評価単価につきましては、1株当たりの金額を記載しております。

1. スtock・オプションに係る当連結会計年度における費用計上額及び科目名

売上原価 3,331千円
販売費及び一般管理費 20,985千円

2. 権利不行使による失効により利益として計上した金額

特別利益 1,636千円

3. スtock・オプションの内容、規模及び変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第1回新株予約権	第3回新株予約権	第4回新株予約権	第5回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社役員 11名 当社従業員 9名 子会社従業員 2名 (注)	当社役員 4名 当社従業員 31名	当社役員 1名	当社役員 8名 当社従業員 52名
株式の種類別のストック・オプションの数	普通株式 4,900株	普通株式 5,000株	普通株式 300株	普通株式 2,100株
付与日	平成16年11月1日	平成17年9月15日	平成17年12月20日	平成18年12月13日
権利確定条件	該当事項はありません。	同左	同左	新株予約権付与時より権利確定時(平成20年10月26日)まで継続して当社または当社の関係会社の取締役、監査役または使用人であること。
対象勤務期間	該当事項はありません。	同左	同左	自平成18年12月13日至平成20年10月26日
権利行使期間	自平成18年5月19日至平成26年5月18日	自平成19年3月10日至平成27年3月9日	自平成19年10月26日至平成27年10月25日	自平成20年10月27日至平成28年10月26日

	第6回新株予約権	第7回新株予約権A	第7回新株予約権B	第7回新株予約権C
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 60名	当社役員 4名	当社役員 4名	当社従業員 74名
株式の種類別のストック・オプションの数	普通株式 400株	普通株式 165株	普通株式 235株	普通株式 600株
付与日	平成19年9月13日	平成20年12月24日	平成20年12月24日	平成20年12月24日
権利確定条件	新株予約権付与時より権利確定時(平成20年10月26日)まで継続して当社または当社の関係会社の取締役、監査役または使用人であること。	新株予約権付与時より権利確定時(平成22年12月24日)まで継続して当社または当社の関係会社の取締役、監査役または使用人であること。	新株予約権付与時より権利確定時(平成22年12月24日)まで継続して当社または当社の関係会社の取締役、監査役または使用人であること。	新株予約権付与時より権利確定時(平成22年12月24日)まで継続して当社または当社の関係会社の取締役、監査役または使用人であること。
対象勤務期間	自平成19年9月13日至平成20年10月26日	自平成20年12月24日至平成22年12月24日	自平成20年12月24日至平成22年12月24日	自平成20年12月24日至平成22年12月24日
権利行使期間	自平成20年10月27日至平成28年10月26日	自平成22年12月25日至平成30年12月24日	自平成22年12月25日至平成52年12月24日	自平成22年12月25日至平成30年12月24日

	第8回新株予約権A	第8回新株予約権B	第8回新株予約権C
付与対象者の区分及び人数	当社役員 5名	当社役員 5名	当社従業員 92名
株式の種類別のストック・オプションの数	普通株式 118株	普通株式 280株	普通株式 704株
付与日	平成22年2月17日	平成22年2月17日	平成22年2月17日
権利確定条件	新株予約権付与時より権利確定時（平成24年2月17日）まで継続して当社または当社の関係会社の取締役、監査役または使用人であること。	権利は付与時に確定する。ただし、平成25年1月31日以前に当社の取締役または監査役の地位を喪失した場合には、新株予約権の割当個数に、付与された日の属する月から当該地位喪失日の属する月までの月数を乗じ36で除した数（1個未満はこれを切り上げる。）とし、残余についての行使は認めない。	新株予約権付与時より権利確定時（平成24年2月17日）まで継続して当社または当社の関係会社の取締役、監査役または使用人であること。
対象勤務期間	自平成22年2月17日 至平成24年2月17日	該当事項はありません。	自平成22年2月17日 至平成24年2月17日
権利行使期間	自平成24年2月18日 至平成32年2月17日	自平成22年2月18日 至平成54年2月17日	自平成24年2月18日 至平成32年2月17日

（注）第6期中に子会社ではなくなり、当該ストック・オプションは消却しております。

（2）ストック・オプションの規模及び変動状況
ストック・オプションの数

	第1回新株予約権	第3回新株予約権	第4回新株予約権	第5回新株予約権
権利確定前（株）				
前連結会計年度末	-	-	-	-
付与	-	-	-	-
失効	-	-	-	-
権利確定	-	-	-	-
未確定残	-	-	-	-
権利確定後（株）				
前連結会計年度末	400	3,470	300	1,785
権利確定	-	-	-	-
権利行使	-	570	-	-
失効	-	-	-	40
未行使残	400	2,900	300	1,745

	第 6 回新株予約権	第 7 回新株予約権 A	第 7 回新株予約権 B	第 7 回新株予約権 C
権利確定前 (株)				
前連結会計年度末	-	165	235	580
付与	-	-	-	-
失効	-	-	-	40
権利確定	-	-	-	-
未確定残	-	165	235	540
権利確定後 (株)				
前連結会計年度末	320	-	-	-
権利確定	-	-	-	-
権利行使	-	-	-	-
失効	20	-	-	-
未行使残	300	-	-	-

	第 8 回新株予約権 A	第 8 回新株予約権 B	第 8 回新株予約権 C
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末	-	-	-
付与	118	280	704
失効	-	-	12
権利確定	-	280	-
未確定残	118	-	692
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末	-	-	-
権利確定	-	280	-
権利行使	-	-	-
失効	-	-	-
未行使残	-	280	-

単価情報

	第1回新株予約権	第3回新株予約権	第4回新株予約権	第5回新株予約権
権利行使価格 (円)	20,000	50,000	50,000	116,963
行使時平均株価 (円)	-	71,468	-	-
公正な評価単価(付与日) (円)	-	-	-	34,213

	第6回新株予約権	第7回新株予約権A	第7回新株予約権B	第7回新株予約権C
権利行使価格 (円)	65,271	1	1	71,016
行使時平均株価 (円)	-	-	-	-
公正な評価単価(付与日) (円)	13,410	62,999	62,999	23,421

	第8回新株予約権A	第8回新株予約権B	第8回新株予約権C
権利行使価格 (円)	1	1	62,213
行使時平均株価 (円)	-	-	-
公正な評価単価(付与日)(円)	58,501	53,103	21,002

4. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与されたストック・オプションについての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

使用した評価技法、主な基礎数値及び見積方法

	第8回新株予約権A	第8回新株予約権B	第8回新株予約権C
使用した評価技法	ブラック・ショールズ モデル	ブラック・ショールズ モデル	モンテカルロ・ シミュレーション
株価変動性(注)1	61.64%	61.64%	61.64%
予想残存期間(注)2	6.00年	16.00年	6.00年
予想配当(注)3	600円/株	600円/株	600円/株
無リスク利子率(注)4	0.682%	1.942%	0.682%

(注)1. 3年8ヶ月(平成18年7月~平成22年2月)の株価実績に基づき算定しております。

2. 権利行使期間の中間点において行使されるものと推定し見積もっております。

3. 平成21年7月期の配当実績によっております。

4. 予想残存期間に対応する国債の利回りであります。

5. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

過去の退職率の実績に基づき、権利不確定による失効数を見積もっております。

(税効果会計関係)

前連結会計年度 (自 平成20年 8 月 1 日 至 平成21年 7 月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年 8 月 1 日 至 平成22年 7 月31日)																																																																						
<p>1. 繰延税金資産の発生的主要原因別の内訳</p> <p>繰延税金資産</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">税務上の繰越欠損金</td> <td style="text-align: right;">53,742千円</td> </tr> <tr> <td>未払事業税</td> <td style="text-align: right;">4,579千円</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金</td> <td style="text-align: right;">26,466千円</td> </tr> <tr> <td>投資有価証券評価損</td> <td style="text-align: right;">40,913千円</td> </tr> <tr> <td>貸倒引当金</td> <td style="text-align: right;">40,342千円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">24,638千円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">繰延税金資産小計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">190,684千円</td> </tr> <tr> <td>評価性引当額</td> <td style="text-align: right;">59,855千円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">繰延税金資産合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">130,828千円</td> </tr> <tr> <td>繰延税金負債</td> <td></td> </tr> <tr> <td>固定資産税</td> <td style="text-align: right;">27,057千円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">13千円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">繰延税金負債合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">27,070千円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">繰延税金資産の純額</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">103,757千円</td> </tr> </table> <p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">法定実効税率 (調整)</td> <td style="text-align: right;">40.69%</td> </tr> <tr> <td>交際費等永久に損金に算入されない項目</td> <td style="text-align: right;">2.54%</td> </tr> <tr> <td>住民税等均等割</td> <td style="text-align: right;">0.56%</td> </tr> <tr> <td>評価性引当額の増加</td> <td style="text-align: right;">1.16%</td> </tr> <tr> <td>持分法投資損失</td> <td style="text-align: right;">1.57%</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">0.11%</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">税効果会計適用後の法人税等の負担率</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">46.41%</td> </tr> </table>	税務上の繰越欠損金	53,742千円	未払事業税	4,579千円	賞与引当金	26,466千円	投資有価証券評価損	40,913千円	貸倒引当金	40,342千円	その他	24,638千円	繰延税金資産小計	190,684千円	評価性引当額	59,855千円	繰延税金資産合計	130,828千円	繰延税金負債		固定資産税	27,057千円	その他	13千円	繰延税金負債合計	27,070千円	繰延税金資産の純額	103,757千円	法定実効税率 (調整)	40.69%	交際費等永久に損金に算入されない項目	2.54%	住民税等均等割	0.56%	評価性引当額の増加	1.16%	持分法投資損失	1.57%	その他	0.11%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	46.41%	<p>1. 繰延税金資産の発生的主要原因別の内訳</p> <p>繰延税金資産</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">税務上の繰越欠損金</td> <td style="text-align: right;">39,950千円</td> </tr> <tr> <td>未払事業税</td> <td style="text-align: right;">22,385千円</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金</td> <td style="text-align: right;">25,923千円</td> </tr> <tr> <td>投資有価証券評価損</td> <td style="text-align: right;">46,899千円</td> </tr> <tr> <td>貸倒引当金</td> <td style="text-align: right;">40,329千円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">37,863千円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">繰延税金資産小計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">213,351千円</td> </tr> <tr> <td>評価性引当額</td> <td style="text-align: right;">42,031千円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">繰延税金資産合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">171,319千円</td> </tr> <tr> <td>繰延税金負債</td> <td></td> </tr> <tr> <td>固定資産税</td> <td style="text-align: right;">68,207千円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">10千円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">繰延税金負債合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">68,217千円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">繰延税金資産の純額</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">103,101千円</td> </tr> </table> <p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳</p> <p>法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。</p>	税務上の繰越欠損金	39,950千円	未払事業税	22,385千円	賞与引当金	25,923千円	投資有価証券評価損	46,899千円	貸倒引当金	40,329千円	その他	37,863千円	繰延税金資産小計	213,351千円	評価性引当額	42,031千円	繰延税金資産合計	171,319千円	繰延税金負債		固定資産税	68,207千円	その他	10千円	繰延税金負債合計	68,217千円	繰延税金資産の純額	103,101千円
税務上の繰越欠損金	53,742千円																																																																						
未払事業税	4,579千円																																																																						
賞与引当金	26,466千円																																																																						
投資有価証券評価損	40,913千円																																																																						
貸倒引当金	40,342千円																																																																						
その他	24,638千円																																																																						
繰延税金資産小計	190,684千円																																																																						
評価性引当額	59,855千円																																																																						
繰延税金資産合計	130,828千円																																																																						
繰延税金負債																																																																							
固定資産税	27,057千円																																																																						
その他	13千円																																																																						
繰延税金負債合計	27,070千円																																																																						
繰延税金資産の純額	103,757千円																																																																						
法定実効税率 (調整)	40.69%																																																																						
交際費等永久に損金に算入されない項目	2.54%																																																																						
住民税等均等割	0.56%																																																																						
評価性引当額の増加	1.16%																																																																						
持分法投資損失	1.57%																																																																						
その他	0.11%																																																																						
税効果会計適用後の法人税等の負担率	46.41%																																																																						
税務上の繰越欠損金	39,950千円																																																																						
未払事業税	22,385千円																																																																						
賞与引当金	25,923千円																																																																						
投資有価証券評価損	46,899千円																																																																						
貸倒引当金	40,329千円																																																																						
その他	37,863千円																																																																						
繰延税金資産小計	213,351千円																																																																						
評価性引当額	42,031千円																																																																						
繰延税金資産合計	171,319千円																																																																						
繰延税金負債																																																																							
固定資産税	68,207千円																																																																						
その他	10千円																																																																						
繰延税金負債合計	68,217千円																																																																						
繰延税金資産の純額	103,101千円																																																																						

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前連結会計年度(自 平成20年8月1日 至 平成21年7月31日)

当社及び連結子会社の事業は、総合ITアウトソーシング事業の単一事業であります。従いまして開示対象となるセグメントはありませんので、記載を省略しております。

当連結会計年度(自 平成21年8月1日 至 平成22年7月31日)

当社及び連結子会社の事業は、総合ITアウトソーシング事業の単一事業であります。従いまして開示対象となるセグメントはありませんので、記載を省略しております。

【所在地別セグメント情報】

前連結会計年度(自 平成20年8月1日 至 平成21年7月31日)

在外子会社及び在外支店がないため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自 平成21年8月1日 至 平成22年7月31日)

在外子会社及び在外支店がないため、記載を省略しております。

【海外売上高】

前連結会計年度(自 平成20年8月1日 至 平成21年7月31日)

海外売上高がないため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自 平成21年8月1日 至 平成22年7月31日)

海外売上高がないため、記載を省略しております。

【関連当事者情報】

前連結会計年度(自 平成20年8月1日 至 平成21年7月31日)

関連当事者との間における重要な取引がないため、記載を省略しております。

(追加情報)

当連結会計年度より、「関連当事者の開示に関する会計基準」(企業会計基準第11号 平成18年10月17日)及び「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第13号 平成18年10月17日)を適用しております。

なお、これによる開示対象範囲の変更はありません。

当連結会計年度(自 平成21年8月1日 至 平成22年7月31日)

関連当事者との間における重要な取引がないため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

前連結会計年度 (自平成20年8月1日 至平成21年7月31日)		当連結会計年度 (自平成21年8月1日 至平成22年7月31日)	
1株当たり純資産額	34,687.23円	1株当たり純資産額	38,016.49円
1株当たり当期純利益	2,038.91円	1株当たり当期純利益	3,824.24円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	2,012.59円	潜在株式調整後1株当たり当期純利益	3,778.32円

(注) 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自平成20年8月1日 至平成21年7月31日)	当連結会計年度 (自平成21年8月1日 至平成22年7月31日)
1株当たり当期純利益		
当期純利益(千円)	336,569	628,373
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益(千円)	336,569	628,373
普通株式の期中平均株式数(株)	165,073	164,313
潜在株式調整後1株当たり当期純利益		
当期純利益調整額(千円)	-	-
普通株式増加数(株)	2,158	1,997
(うち新株予約権(株))	(2,158)	(1,997)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含まれなかった潜在株式の概要	第5回新株予約権 (新株予約権1,785株) 第7回新株予約権C (新株予約権580株)	第5回新株予約権 (新株予約権1,745株) 第7回新株予約権C (新株予約権540株)

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	前期末残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	2,270,000	230,000	0.9	-
1年以内に返済予定の長期借入金	2,211,640	2,671,840	1.6	-
1年以内に返済予定のリース債務	293,451	794,587	2.3	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	12,354,890	12,297,850	1.6	平成23年～平成31年
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	1,176,254	2,497,730	2.3	平成23年～平成29年
その他有利子負債	-	-	-	-
合計	18,306,236	18,492,008	-	-

(注) 1. 借入金の平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. リース債務の平均利率については、期末リース債務残高に対する加重平均利率を記載しております。また、平均利率はリース物件の維持管理費用相当額を含めて算定しております。

3. 長期借入金及びリース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)の連結決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	5,737,540	1,780,640	2,650,750	518,720
リース債務	743,881	495,131	349,275	601,870

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報

	第1四半期 自平成21年8月1日 至平成21年10月31日	第2四半期 自平成21年11月1日 至平成22年1月31日	第3四半期 自平成22年2月1日 至平成22年4月30日	第4四半期 自平成22年5月1日 至平成22年7月31日
売上高(千円)	2,262,088	2,431,039	2,438,625	2,599,501
税金等調整前四半期純利益 金額(千円)	200,438	219,575	270,290	337,961
四半期純利益金額(千円)	116,922	126,119	168,262	217,068
1株当たり四半期純利益金 額(円)	706.16	765.69	1,029.77	1,327.31

2【財務諸表等】
(1)【財務諸表】
【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成21年7月31日)	当事業年度 (平成22年7月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,193,699	4,250,748
売掛金	244,628	323,197
有価証券	1,999,643	-
前払費用	201,752	301,436
繰延税金資産	16,946	-
関係会社短期貸付金	30,000	46,000
未収入金	130,056	-
未収消費税等	508,918	-
その他	9,240	51,084
貸倒引当金	15,313	13,741
流動資産合計	4,319,571	4,958,726
固定資産		
有形固定資産		
建物	17,103,912	17,814,151
減価償却累計額	1,980,546	3,112,175
建物(純額)	15,123,366	14,701,976
機械及び装置	188,556	238,628
減価償却累計額	109,168	140,407
機械及び装置(純額)	79,388	98,220
工具、器具及び備品	1,805,945	2,045,668
減価償却累計額	707,153	1,001,218
工具、器具及び備品(純額)	1,098,792	1,044,450
リース資産	1,587,322	3,921,413
減価償却累計額	121,329	653,112
リース資産(純額)	1,465,993	3,268,300
建設仮勘定	608,992	165,321
有形固定資産合計	18,376,532	19,278,269
無形固定資産		
ソフトウェア	87,268	264,025
ソフトウェア仮勘定	197,226	29,485
その他	4,255	4,481
無形固定資産合計	288,751	297,991
投資その他の資産		
投資有価証券	167,368	215,526
関係会社株式	447,525	207,525
長期貸付金	74,813	75,272
関係会社長期貸付金	-	64,000
破産更生債権等	7,553	11,579
長期前払費用	160,667	151,823
建設協力金	735,192	703,889

	前事業年度 (平成21年7月31日)	当事業年度 (平成22年7月31日)
繰延税金資産	86,811	100,772
差入保証金	921,182	921,670
その他	928	848
貸倒引当金	86,712	86,851
投資その他の資産合計	2,515,331	2,366,054
固定資産合計	21,180,615	21,942,315
資産合計	25,500,186	26,901,041
負債の部		
流動負債		
短期借入金	2,270,000	230,000
1年内返済予定の長期借入金	2,211,640 ₁	2,671,840 ₁
リース債務	293,451	794,587
未払金	389,660	598,367
未払費用	70,615	78,502
未払法人税等	16,241	246,726
繰延税金負債	-	3,675
前受金	570,638	967,757
預り金	11,911	27,517
賞与引当金	56,317	53,732
その他	3,658	9,683
流動負債合計	5,894,134	5,682,390
固定負債		
長期借入金	12,354,890 ₁	12,297,850 ₁
リース債務	1,176,254	2,497,730
固定負債合計	13,531,144	14,795,580
負債合計	19,425,279	20,477,970
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,717,946	2,723,946
資本剰余金		
資本準備金	1,653,007	1,659,007
資本剰余金合計	1,653,007	1,659,007
利益剰余金		
利益準備金	-	9,934
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	1,859,165	2,285,833
利益剰余金合計	1,859,165	2,295,767
自己株式	231,065	354,184
株主資本合計	5,999,053	6,324,537
新株予約権	75,853	98,533
純資産合計	6,074,907	6,423,071
負債純資産合計	25,500,186	26,901,041

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成20年 8月 1日 至 平成21年 7月31日)	当事業年度 (自 平成21年 8月 1日 至 平成22年 7月31日)
売上高	7,741,042	9,569,079
売上原価	5,917,902	7,238,868
売上総利益	1,823,140	2,330,210
販売費及び一般管理費	¹ 924,173	¹ 1,013,070
営業利益	898,967	1,317,140
営業外収益		
受取利息	18,705	18,294
有価証券利息	8,945	529
受取配当金	275	286
業務受託料	-	3,500
還付加算金	-	7,101
その他	2,119	2,269
営業外収益合計	30,045	31,980
営業外費用		
支払利息	246,603	325,462
その他	628	-
営業外費用合計	247,231	325,462
経常利益	681,781	1,023,658
特別利益		
投資有価証券売却益	107,093	-
新株予約権戻入益	-	1,636
その他	1,435	-
特別利益合計	108,529	1,636
特別損失		
固定資産除却損	² 8,364	² 6,352
投資有価証券評価損	46,477	74,660
投資有価証券売却損	-	4,471
貸倒引当金繰入額	50,299	-
事務所移転費用	13,000	-
特別損失合計	118,140	85,484
税引前当期純利益	672,169	939,810
法人税、住民税及び事業税	310,171	389,003
法人税等調整額	19,343	6,660
法人税等合計	290,828	395,664
当期純利益	381,341	544,145

【売上原価明細書】

		前事業年度 (自 平成20年 8月 1日 至 平成21年 7月31日)		
区分	注記 番号	金額(千円)		構成比 (%)
労務費 経費	1		296,530	5.0
			5,579,234	94.3
小計			5,875,765	
当期商品仕入高			76,261	1.3
合計			5,952,026	
他勘定振替高 当期売上原価	2		34,124	0.6
			5,917,902	100.0

		当事業年度 (自 平成21年 8月 1日 至 平成22年 7月31日)		
区分	注記 番号	金額(千円)		構成比 (%)
労務費 経費	1		338,561	4.7
			6,659,408	92.0
小計			6,997,969	
当期商品仕入高			249,887	3.4
合計			7,247,857	
他勘定振替高 当期売上原価	2		8,989	0.1
			7,238,868	100.0

(注)

前事業年度 (自 平成20年 8月 1日 至 平成21年 7月31日)		当事業年度 (自 平成21年 8月 1日 至 平成22年 7月31日)	
1 経費の主な内訳は以下のとおりであります。		1 経費の主な内訳は以下のとおりであります。	
地代家賃	1,000,777千円	地代家賃	1,092,749千円
施設電力費	1,239,128千円	施設電力費	1,139,563千円
賃借料	653,002千円	賃借料	750,093千円
減価償却費	1,145,160千円	減価償却費	2,062,044千円
通信費	440,958千円	通信費	456,500千円
業務委託費	482,360千円	業務委託費	471,571千円
2 他勘定振替高の内訳は以下のとおりであります。		2 他勘定振替高の内訳は以下のとおりであります。	
ソフトウェア仮勘定	34,124千円	ソフトウェア仮勘定	8,989千円

【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成20年 8月 1日 至 平成21年 7月31日)	当事業年度 (自 平成21年 8月 1日 至 平成22年 7月31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	2,711,696	2,717,946
当期変動額		
新株の発行	6,250	6,000
当期変動額合計	6,250	6,000
当期末残高	2,717,946	2,723,946
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高	1,646,757	1,653,007
当期変動額		
新株の発行	6,250	6,000
当期変動額合計	6,250	6,000
当期末残高	1,653,007	1,659,007
資本剰余金合計		
前期末残高	1,646,757	1,653,007
当期変動額		
新株の発行	6,250	6,000
当期変動額合計	6,250	6,000
当期末残高	1,653,007	1,659,007
利益剰余金		
利益準備金		
前期末残高	-	-
当期変動額		
剰余金の配当	-	9,934
当期変動額合計	-	9,934
当期末残高	-	9,934
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
前期末残高	1,558,569	1,859,165
当期変動額		
剰余金の配当	-	109,278
当期純利益	381,341	544,145
自己株式の処分	80,744	8,200
当期変動額合計	300,596	426,667
当期末残高	1,859,165	2,285,833
利益剰余金合計		
前期末残高	1,558,569	1,859,165
当期変動額		
剰余金の配当	-	99,343

	前事業年度 (自 平成20年 8月 1日 至 平成21年 7月31日)	当事業年度 (自 平成21年 8月 1日 至 平成22年 7月31日)
当期純利益	381,341	544,145
自己株式の処分	80,744	8,200
当期変動額合計	300,596	436,602
当期末残高	1,859,165	2,295,767
自己株式		
前期末残高	261,178	231,065
当期変動額		
自己株式の取得	74,632	147,818
自己株式の処分	104,744	24,700
当期変動額合計	30,112	123,118
当期末残高	231,065	354,184
株主資本合計		
前期末残高	5,655,844	5,999,053
当期変動額		
新株の発行	12,500	12,000
剰余金の配当	-	99,343
当期純利益	381,341	544,145
自己株式の取得	74,632	147,818
自己株式の処分	24,000	16,500
当期変動額合計	343,208	325,483
当期末残高	5,999,053	6,324,537
新株予約権		
前期末残高	57,572	75,853
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	18,280	22,679
当期変動額合計	18,280	22,679
当期末残高	75,853	98,533
純資産合計		
前期末残高	5,713,417	6,074,907
当期変動額		
新株の発行	12,500	12,000
剰余金の配当	-	99,343
当期純利益	381,341	544,145
自己株式の取得	74,632	147,818
自己株式の処分	24,000	16,500
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	18,280	22,679
当期変動額合計	361,489	348,163
当期末残高	6,074,907	6,423,071

【重要な会計方針】

項目	前事業年度 (自 平成20年 8月 1日 至 平成21年 7月31日)	当事業年度 (自 平成21年 8月 1日 至 平成22年 7月31日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>(1) 満期保有目的の債券 償却原価法を採用しております。</p> <p>(2) その他有価証券 時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。</p> <p>(3) 関係会社株式 移動平均法による原価法を採用しております。</p>	<p>(1) 満期保有目的の債券 同左</p> <p>(2) その他有価証券 時価のないもの 同左</p> <p>(3) 関係会社株式 同左</p>
2. たな卸資産の評価基準及び評価方法	<p>商品 主として個別法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。 (会計方針の変更) 当事業年度より「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号平成18年7月5日公表分)を適用しております。これによる損益に与える影響はありません。</p>	<p>商品 主として個別法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。</p>
3. 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産(リース資産を除く) 建物、データセンター部門の建物付属設備については定額法、それ以外の有形固定資産については定率法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物 38年 建物付属設備 6～18年</p> <p>(2) 無形固定資産(リース資産を除く) 定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 自社利用のソフトウェア 5年</p> <p>(3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。 なお、リース契約上に残価保証の取り決めがあるものについては、残価保証額を残存価額としております。</p>	<p>(1) 有形固定資産(リース資産を除く) 同左</p> <p>(2) 無形固定資産(リース資産を除く) 同左</p> <p>(3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 同左</p>

項目	前事業年度 (自 平成20年 8月 1日 至 平成21年 7月31日)	当事業年度 (自 平成21年 8月 1日 至 平成22年 7月31日)
4．引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2) 賞与引当金 従業員の賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。</p>	<p>(1) 貸倒引当金 同左</p> <p>(2) 賞与引当金 同左</p>
5．ヘッジ会計の方法	<p>(1) ヘッジ会計の方法 特例処理の要件を満たしている金利スワップ取引について、当該特例処理によっております。</p> <p>(2) ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段...金利スワップ ヘッジ対象...借入金利息</p> <p>(3) ヘッジ方針 当社所定の社内承認手続きを行った上で、借入金利息の金利変動リスクを回避する目的により金利スワップを利用しております。</p> <p>(4) ヘッジの有効性評価の方法 金利スワップについては、特例処理によっているため、有効性の評価を省略しております。</p>	<p>(1) ヘッジ会計の方法 同左</p> <p>(2) ヘッジ手段とヘッジ対象 同左</p> <p>(3) ヘッジ方針 同左</p> <p>(4) ヘッジの有効性評価の方法 同左</p>
6．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 税抜方式によっております。	消費税等の会計処理 同左

【会計方針の変更】

前事業年度 (自 平成20年 8月 1日 至 平成21年 7月31日)	当事業年度 (自 平成21年 8月 1日 至 平成22年 7月31日)
<p>(リース取引に関する会計基準) 所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当事業年度より「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会 会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))を適用し、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。 なお、リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用しております。 これによる損益に与える影響は軽微であります。</p>	<p>-</p> <p>(完成工事高及び完成工事原価の計上基準) 請負工事等にかかる収益の計上基準については、従来、工事完成基準を適用しておりましたが、当事業年度より「工事契約に関する会計基準」(企業会計基準第15号 平成19年12月27日)及び「工事契約に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第18号 平成19年12月27日)を適用し、当事業年度に着手した本会計基準の範囲に該当する契約から、当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる契約については工事進行基準(工事の進捗率の見積りは原価比例法)を、その他の契約については工事完成基準を適用しております。 これによる損益への影響はありません。</p>

【表示方法の変更】

前事業年度 (自 平成20年 8月 1日 至 平成21年 7月31日)	当事業年度 (自 平成21年 8月 1日 至 平成22年 7月31日)
<p>(貸借対照表) 前事業年度まで流動負債の「短期借入金」に含めて表示しておりました「1年内返済予定の長期借入金」は、当事業年度において資産の総額の100分の5を超えたため区分掲記しました。 なお、前事業年度の「1年内返済予定の長期借入金」は712,840千円であります。</p> <p>(損益計算書) 前事業年度まで区分掲記しておりました「業務受託料」(当事業年度は1,500千円)及び「受取手数料」(当事業年度は516千円)は、営業外収益の総額の100分の10以下となったため、営業外収益の「その他」に含めて表示することにしました。</p>	<p>(貸借対照表) 前事業年度まで区分掲記しておりました流動資産の「未収入金」は、当事業年度において資産の総額の100分の5以下となったため流動資産の「その他」に含めて表示することにしました。 なお、当事業年度の流動資産の「その他」に含まれる「未収入金」は3千円であります。</p> <p>(損益計算書) 前事業年度において、営業外収益の「その他」に含めて表示しておりました「業務受託料」(前事業年度は1,500千円)及び「還付加算金」(前事業年度は24千円)は、営業外収益の総額の100分の10を超えたため、当事業年度では区分掲記しました。 前事業年度において、特別利益の「その他」に含めて表示しておりました「新株予約権戻入益」は、特別利益の総額の100分の10を超えたため、当事業年度では区分掲記しました。 なお、前事業年度の特別利益の「その他」に含まれる「新株予約権戻入益」は1,435千円であります。</p>

【注記事項】

(貸借対照表関係)

前事業年度 (平成21年7月31日)	当事業年度 (平成22年7月31日)
1 担保に供している資産及び担保を付している債務	1 担保に供している資産及び担保を付している債務
(1) 担保に供している資産	(1) 担保に供している資産
建物 1,433,715千円	建物 1,336,550千円
(2) 担保を付している債務	(2) 担保を付している債務
1年内返済予定の長期借入金 57,240千円	1年内返済予定の長期借入金 57,240千円
長期借入金 2,855,790千円	長期借入金 2,798,550千円

(損益計算書関係)

前事業年度 (自平成20年8月1日 至平成21年7月31日)	当事業年度 (自平成21年8月1日 至平成22年7月31日)
1 販売費に属する費用のおおよその割合は35.5%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は64.5%であります。主要な費目及び金額は次のとおりであります。	1 販売費に属する費用のおおよその割合は37.7%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は62.3%であります。主要な費目及び金額は次のとおりであります。
役員報酬 129,040千円	役員報酬 138,585千円
給与 248,869千円	給与 304,505千円
福利厚生費 48,392千円	福利厚生費 57,905千円
地代家賃 113,427千円	地代家賃 99,912千円
減価償却費 29,228千円	減価償却費 29,982千円
業務委託費 46,693千円	業務委託費 64,746千円
貸倒引当金繰入額 10,472千円	貸倒引当金繰入額 5,329千円
賞与引当金繰入額 27,792千円	賞与引当金繰入額 22,343千円
2 固定資産除却損の内容は、次のとおりであります。	2 固定資産除却損の内容は、次のとおりであります。
建物 8,311千円	機械及び装置 484千円
ソフトウェア 52千円	工具、器具及び備品 5,867千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自平成20年8月1日至平成21年7月31日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末 株式数(株)	当事業年度増加 株式数(株)	当事業年度減少 株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
自己株式				
普通株式(注1,2)	3,040	807	1,200	2,647
合計	3,040	807	1,200	2,647

- (注) 1. 自己株式の株式数の増加807株は、会社法第165条第2項の規定によるものであります。
2. 自己株式の株式数の減少1,200株は、新株予約権行使に伴う処分によるものであります。

当事業年度(自平成21年8月1日至平成22年7月31日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末 株式数(株)	当事業年度増加 株式数(株)	当事業年度減少 株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
自己株式				
普通株式(注1,2)	2,647	2,415	330	4,732
合計	2,647	2,415	330	4,732

- (注) 1. 自己株式の株式数の増加2,415株は、会社法第165条第2項の規定によるものであります。
2. 自己株式の株式数の減少330株は、新株予約権行使に伴う処分によるものであります。

(リース取引関係)

前事業年度 (自平成20年8月1日 至平成21年7月31日)					当事業年度 (自平成21年8月1日 至平成22年7月31日)				
<p>1. ファイナンス・リース取引(借主側) 所有権移転外ファイナンス・リース取引 (1) リース資産の内容 有形固定資産 主としてデータセンター設備等(「建物」、「機械及び装置」、「工具、器具及び備品」)であります。 (2) リース資産の減価償却の方法 重要な会計方針「3. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。 なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が、平成20年7月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は次のとおりであります。 リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額</p>					<p>1. ファイナンス・リース取引(借主側) 所有権移転外ファイナンス・リース取引 (1) リース資産の内容 有形固定資産 同左 (2) リース資産の減価償却の方法 同左</p>				
	建物 (千円)	機械及び 装置 (千円)	工具、器具及 び備品 (千円)	合計 (千円)		建物 (千円)	機械及び 装置 (千円)	工具、器具及 び備品 (千円)	合計 (千円)
取得価額 相当額	751,819	413,525	894,520	2,059,864	取得価額 相当額	728,081	309,995	612,733	1,650,810
減価償却 累計額相 当額	165,023	225,046	442,004	832,075	減価償却 累計額相 当額	209,498	195,177	329,140	733,817
期末残高 相当額	586,795	188,478	452,515	1,227,789	期末残高 相当額	518,583	114,817	283,592	916,992
<p>未経過リース料期末残高相当額 1年内 313,496千円 1年超 931,640千円 合計 1,245,137千円 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 支払リース料 391,955千円 減価償却費相当額 355,504千円 支払利息相当額 38,966千円 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。</p>					<p>未経過リース料期末残高相当額 1年内 224,043千円 1年超 716,288千円 合計 940,331千円 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 支払リース料 344,940千円 減価償却費相当額 310,486千円 支払利息相当額 31,491千円 減価償却費相当額の算定方法 同左</p>				
<p>2. オペレーティング・リース取引(借主側) 未経過リース料(注) 1年内 878,439千円 1年超 11,692,853千円 合計 12,571,293千円 (注)第4データセンター賃貸借契約に基づく、未経過賃料を含みます。</p>					<p>2. オペレーティング・リース取引(借主側) 未経過リース料(注) 1年内 850,760千円 1年超 11,414,632千円 合計 12,265,392千円 (注)第4データセンター賃貸借契約に基づく、未経過賃料を含みます。</p>				
<p>利息相当額の算定方法 同左</p>					<p>利息相当額の算定方法 同左</p>				

(有価証券関係)

前事業年度(平成21年7月31日現在)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものはありません。

当事業年度(平成22年7月31日現在)

子会社株式(貸借対照表計上額207,525千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから記載しておりません。

(税効果会計関係)

前事業年度 (自平成20年8月1日 至平成21年7月31日)	当事業年度 (自平成21年8月1日 至平成22年7月31日)																																																								
<p>1. 繰延税金資産の発生的主要原因別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2">繰延税金資産</td> </tr> <tr> <td>未払事業税</td> <td style="text-align: right;">4,579千円</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金</td> <td style="text-align: right;">22,915千円</td> </tr> <tr> <td>投資有価証券評価損</td> <td style="text-align: right;">40,913千円</td> </tr> <tr> <td>貸倒引当金</td> <td style="text-align: right;">38,690千円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">23,670千円</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">130,770千円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">繰延税金負債</td> </tr> <tr> <td>固定資産税</td> <td style="text-align: right;">27,012千円</td> </tr> <tr> <td>繰延税金負債合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">27,012千円</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産の純額</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black;">103,757千円</td> </tr> </table> <p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>法定実効税率</td> <td style="text-align: right;">40.69%</td> </tr> <tr> <td>(調整)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>交際費等永久に損金に算入されない項目</td> <td style="text-align: right;">2.36%</td> </tr> <tr> <td>住民税等均等割</td> <td style="text-align: right;">0.45%</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">0.23%</td> </tr> <tr> <td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black;">43.27%</td> </tr> </table>	繰延税金資産		未払事業税	4,579千円	賞与引当金	22,915千円	投資有価証券評価損	40,913千円	貸倒引当金	38,690千円	その他	23,670千円	繰延税金資産合計	130,770千円	繰延税金負債		固定資産税	27,012千円	繰延税金負債合計	27,012千円	繰延税金資産の純額	103,757千円	法定実効税率	40.69%	(調整)		交際費等永久に損金に算入されない項目	2.36%	住民税等均等割	0.45%	その他	0.23%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	43.27%	<p>1. 繰延税金資産の発生的主要原因別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2">繰延税金資産</td> </tr> <tr> <td>未払事業税</td> <td style="text-align: right;">21,547千円</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金</td> <td style="text-align: right;">21,863千円</td> </tr> <tr> <td>投資有価証券評価損</td> <td style="text-align: right;">46,899千円</td> </tr> <tr> <td>貸倒引当金</td> <td style="text-align: right;">39,474千円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">35,518千円</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">165,304千円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">繰延税金負債</td> </tr> <tr> <td>固定資産税</td> <td style="text-align: right;">68,207千円</td> </tr> <tr> <td>繰延税金負債合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">68,207千円</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産の純額</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black;">97,096千円</td> </tr> </table> <p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳</p> <p>法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。</p>	繰延税金資産		未払事業税	21,547千円	賞与引当金	21,863千円	投資有価証券評価損	46,899千円	貸倒引当金	39,474千円	その他	35,518千円	繰延税金資産合計	165,304千円	繰延税金負債		固定資産税	68,207千円	繰延税金負債合計	68,207千円	繰延税金資産の純額	97,096千円
繰延税金資産																																																									
未払事業税	4,579千円																																																								
賞与引当金	22,915千円																																																								
投資有価証券評価損	40,913千円																																																								
貸倒引当金	38,690千円																																																								
その他	23,670千円																																																								
繰延税金資産合計	130,770千円																																																								
繰延税金負債																																																									
固定資産税	27,012千円																																																								
繰延税金負債合計	27,012千円																																																								
繰延税金資産の純額	103,757千円																																																								
法定実効税率	40.69%																																																								
(調整)																																																									
交際費等永久に損金に算入されない項目	2.36%																																																								
住民税等均等割	0.45%																																																								
その他	0.23%																																																								
税効果会計適用後の法人税等の負担率	43.27%																																																								
繰延税金資産																																																									
未払事業税	21,547千円																																																								
賞与引当金	21,863千円																																																								
投資有価証券評価損	46,899千円																																																								
貸倒引当金	39,474千円																																																								
その他	35,518千円																																																								
繰延税金資産合計	165,304千円																																																								
繰延税金負債																																																									
固定資産税	68,207千円																																																								
繰延税金負債合計	68,207千円																																																								
繰延税金資産の純額	97,096千円																																																								

(1株当たり情報)

前事業年度 (自平成20年8月1日 至平成21年7月31日)		当事業年度 (自平成21年8月1日 至平成22年7月31日)	
1株当たり純資産額	36,232.07円	1株当たり純資産額	38,628.32円
1株当たり当期純利益	2,310.13円	1株当たり当期純利益	3,311.64円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	2,280.32円	潜在株式調整後1株当たり当期純利益	3,271.87円

(注) 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自平成20年8月1日 至平成21年7月31日)	当事業年度 (自平成21年8月1日 至平成22年7月31日)
1株当たり当期純利益		
当期純利益(千円)	381,341	544,145
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益(千円)	381,341	544,145
普通株式の期中平均株式数(株)	165,073	164,313
潜在株式調整後1株当たり当期純利益		
当期純利益調整額(千円)	-	-
普通株式増加数(株)	2,158	1,997
(うち新株予約権(株))	(2,158)	(1,997)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含まれなかった潜在株式の概要	第5回新株予約権 (新株予約権1,785株) 第7回新株予約権C (新株予約権580株)	第5回新株予約権 (新株予約権1,745株) 第7回新株予約権C (新株予約権540株)

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【附属明細表】

【有価証券明細表】

【株式】

投資有価証券	その他 有価証券	銘柄	株式数(株)	貸借対照表計上額 (千円)
		(株)クララオンライン	200	150,000
		(株)ネオジャパン	110	31,900
		フォトワンダー(株)	73,928	17,126
		(株)モブキャスト	300	16,500
		その他(3銘柄)	2,480	0
		計	77,018	215,526

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	前期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 却累計額又は 償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末残 高(千円)
有形固定資産							
建物	17,103,912	710,239	-	17,814,151	3,112,175	1,131,629	14,701,976
機械及び装置	188,556	55,106	5,034	238,628	140,407	32,086	98,220
工具、器具及び備品	1,805,945	298,834	59,111	2,045,668	1,001,218	344,342	1,044,450
リース資産	1,587,322	2,334,090	-	3,921,413	653,112	531,783	3,268,300
建設仮勘定	608,992	2,120,861	2,564,532	165,321	-	-	165,321
有形固定資産計	21,294,730	5,519,131	2,628,678	24,185,183	4,906,914	2,039,841	19,278,269
無形固定資産							
ソフトウェア	145,660	228,659	-	374,320	110,295	51,903	264,025
ソフトウェア仮勘定	197,226	69,528	237,270	29,485	-	-	29,485
その他	4,378	508	-	4,887	405	282	4,481
無形固定資産計	347,266	298,696	237,270	408,692	110,700	52,185	297,991
長期前払費用	160,667	-	8,844	151,823	-	-	151,823

(注) 当期増減額のうち主なものは次のとおりであります。

資産の種類	主な増減理由	金額(千円)
建物	データセンター設備投資による増加	710,239
工具、器具及び備品	データセンター設備投資による増加	238,343
リース資産	データセンター設備投資による増加	2,334,090
建設仮勘定	データセンター設備投資による増加	2,120,861

【引当金明細表】

区分	前期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	102,025	17,182	7,099	11,514	100,593
賞与引当金	56,317	53,732	51,236	5,081	53,732

(注) 1. 貸倒引当金の「当期減少額(その他)」は、一般債権の貸倒実績率による洗替額であります。
2. 賞与引当金の「当期減少額(その他)」は、前期引当計上額のうち戻入によるものであります。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	37
預金	
当座預金	373,504
普通預金	1,477,207
定期預金	2,400,000
小計	4,250,711
合計	4,250,748

売掛金

(イ) 相手先別内訳

相手先	金額(千円)
グリーン株式会社	145,866
KDDI株式会社	64,143
株式会社富士通ビー・エス・シー	9,344
ソニービジネスソリューション株式会社	8,931
トランスコスモス株式会社	5,621
その他	89,292
合計	323,197

(ロ) 売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

前期繰越高 (千円)	当期発生高 (千円)	当期回収高 (千円)	次期繰越高 (千円)	回収率(%)	滞留期間(日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	(A) + (D)
					2
					(B)
					365
244,628	2,720,262	2,641,693	323,197	89.1	38.1

(注) 当期発生高には消費税等が含まれております。

1年内返済予定の長期借入金

借入先	金額(千円)
株式会社横浜銀行	875,000
株式会社三菱東京UFJ銀行	546,400
株式会社みずほ銀行	550,000
株式会社三井住友銀行	200,000
株式会社商工組合中央金庫	154,000
その他	346,440
合計	2,671,840

長期借入金

借入先	金額(千円)
株式会社みずほ銀行	3,955,000
株式会社三菱東京UFJ銀行	3,551,400
株式会社三井住友銀行	1,450,000
株式会社商工組合中央金庫	1,192,000
住友信託銀行株式会社	940,000
その他	1,209,450
合計	12,297,850

リース債務(固定負債)

借入先	金額(千円)
東京センチュリーリース株式会社	1,073,795
東銀リース株式会社	443,349
三井住友ファイナンス&リース株式会社	253,153
リコーリース株式会社	112,519
昭和リース株式会社	98,290
その他	516,622
合計	2,497,730

(3)【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	8月1日から7月31日まで
定時株主総会	事業年度末日の翌日から3ヶ月以内
基準日	7月31日
剰余金の配当の基準日	1月31日、7月31日
1単元の株式数	-
単元未満株式の買取り 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取手数料	- - - -
公告掲載方法	電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。
株主に対する特典	該当事項はありません。

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社には親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度（第10期）（自平成20年8月1日至平成21年7月31日）平成21年10月29日関東財務局長に提出

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

平成21年10月29日関東財務局長に提出

(3) 四半期報告書及び確認書

（第11期第1四半期）（自平成21年8月1日至平成21年10月31日）平成21年12月14日関東財務局長に提出

（第11期第2四半期）（自平成21年11月1日至平成22年1月31日）平成22年3月12日関東財務局長に提出

（第11期第3四半期）（自平成22年2月1日至平成22年4月30日）平成22年6月11日関東財務局長に提出

(4) 臨時報告書

平成22年2月2日関東財務局長に提出（3件）

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2（新株予約権の発行）の規定に基づく臨時報告書であります。

平成22年10月26日関東財務局長に提出

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（定時株主総会における議決権行使結果）の規定に基づく臨時報告書であります。

(5) 臨時報告書の訂正報告書

平成22年2月18日関東財務局長に提出（3件）

平成22年2月2日提出の臨時報告書に係る訂正報告書であります。

(6) 自己株券買付状況報告書

報告期間（自平成21年12月4日至平成21年12月31日）平成22年1月7日関東財務局長に提出

報告期間（自平成22年1月1日至平成22年1月31日）平成22年2月1日関東財務局長に提出

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成21年10月28日

株式会社ビットアイル

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 津田 良洋 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 香川 順 印

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ビットアイルの平成20年8月1日から平成21年7月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ビットアイル及び連結子会社の平成21年7月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

<内部統制監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社ビットアイルの平成21年7月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者であり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、株式会社ビットアイルが平成21年7月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. 連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成22年10月25日

株式会社ビットアイル

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 津田 良洋 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 香川 順 印

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ビットアイルの平成21年8月1日から平成22年7月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ビットアイル及び連結子会社の平成22年7月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

<内部統制監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社ビットアイルの平成22年7月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者であり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、株式会社ビットアイルが平成22年7月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. 連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成21年10月28日

株式会社ビットアイル

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	津田 良洋 印
--------------------	-------	---------

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	香川 順 印
--------------------	-------	--------

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ビットアイルの平成20年8月1日から平成21年7月31日までの第10期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ビットアイルの平成21年7月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成22年10月25日

株式会社ビットアイル

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 津田 良洋 印

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 香川 順 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ビットアイルの平成21年8月1日から平成22年7月31日までの第11期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ビットアイルの平成22年7月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。